

## 第 23 回早稲田矯正保護展

家庭環境に課題を抱えた

非行少年に対する立ち直り支援

### 第 23 回早稲田矯正保護展実行委員会

法学部公認サークル犯罪学研究会

早稲田大学法学部石川正興ゼミ

早稲田大学文学部藤野京子ゼミ

早稲田大学法学部小西暁和ゼミ

早稲田大学広域 BBS 会

## はじめに

早稲田矯正保護展は、「法学部公認サークル犯罪学研究会」「早稲田大学法学部石川ゼミ」「早稲田大学文学部藤野ゼミ」「早稲田大学法学部小西ゼミ」「早稲田大学広域 BBS 会」などの学生団体の他に、「早稲田大学社会安全政策研究所」「更生保護法人更新会」「保護司稲門会」が主催する、犯罪者や非行少年の矯正・更生保護に関する研究発表展です。数多くの方々のご支援、ご協力のおかげで、本年度で第 23 回目を迎えることができました。

今年度は、「家庭環境に課題を抱えた非行少年に対する立ち直り支援」と題し、非行少年を取り巻く家庭環境に関する考察を行うとともに、家庭環境に課題を抱えた非行少年に対して、矯正・更生保護の現場で行われている処遇及び少年の家族に対する働きかけ、並びに NPO 団体等が行っている取組みについて、調査研究を行って参りました。

少年が非行に至る要因には、さまざまなものが考えられますが、そのなかで家庭環境が要因になることも少なくありません。一方で、少年が立ち直るときに大きな役割を果たすのもまた家庭的な居場所です。このように、家庭は私たちが生まれて初めて接する重要な社会であるにもかかわらず、子どもは生まれてくる家庭を自ら選ぶことはできません。少年による事件が大きく報道されるたびに、非行少年に対して厳しい目が向けられがちですが、少年が育った家庭環境及び少年院出院後に所属する家庭的な居場所に意識を向けて、少年の立ち直りを考える必要があると考えました。

本報告書では、非行少年が安心して過ごすことができる居場所を確保するために、どのようなことが重要であるか、私たちの調査研究を基に、実際に行われている取組みを紹介しながら、考えを深めていきたいと思えます。

学生が行う研究発表ということもあり、専門家の方からすれば拙いところや、学生からすれば分かりづらいところもあるかもしれません。しかしながら、もしこの報告書が、ご来場いただいた方の研究や学習等のお役に立つことがあるならば、望外の幸せに存じます。

第 23 回早稲田矯正保護展 実行委員長  
法学部 3 年 水野佑都

# 目次

## 第1章

非行少年を取り巻く家庭環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・3頁

## 第2章

少年院における少年とその家庭への働きかけ・・・・・・・・・・14頁

## 第3章

更生保護などの領域における少年とその家庭への働きかけ・・・・・・・・25頁

総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44頁

## 第1章 非行少年を取り巻く家庭環境

### 第1節 少年の非行要因

一口に非行要因と言っても現在に至るまで社会的要因、個人的要因など、さまざまな要因が非行に関連すると考えられてきた。本節では現在に至るまで関連があるとされてきた犯罪要因や犯罪を説明する犯罪理論について取り上げ、少年非行に当てはめて述べる。また、非行という結果と非行要因との関わりについても述べる。

はじめに犯罪を説明する犯罪理論について述べる。現在に至るまでに考えられてきた犯罪を説明する理論は多様である。McGuire<sup>1</sup>はこの多様な犯罪理論を説明水準という枠組みで説明した。大淵<sup>2</sup>は McGuire の説明水準を用いて犯罪理論を分類した。以下の表1に説明水準ごとに分類された犯罪理論を示す。水準1には、犯罪を社会現象として分析し、犯罪要因を社会構造に求める理論が分類された。代表的理論は、社会解体論、文化葛藤理論、緊張理論、フェミニズム犯罪理論、抑制理論である。水準2は、犯罪の発生率の地域差を基に地域特性と犯罪を分析した水準である。代表的理論は、社会解体論、環境犯罪学、分化的機会構造理論である。水準3は、家族や学校、仲間などの影響を分析する水準である。代表的理論には、下位文化理論、分化的接触理論、社会的絆理論がある。水準4は、犯罪場面と日常行動に関する水準である。代表的理論は、日常活動理論、合理的選択理論である。水準5は、犯罪者個人の資質と犯罪に関する水準である。代表的理論は、発達のパーソナリティ要因や個人差研究、心理学的統制理論、社会学習理論などである。このように犯罪を説明する犯罪理論は、社会的要因から犯罪者個人の特性に至るまでさまざまな側面から犯罪を説明している。さまざまな角度から犯罪が捉えられているのと同様に、非行要因も多角的に把握する必要がある。

---

<sup>1</sup> McGuire, J. (2004). *Understanding psychology and crime: Perspectives on theory and action*. Berkshire, England: Open University Press 30-38.

<sup>2</sup> 大淵憲一『犯罪心理学 犯罪の原因をどこに求めるのか』（培風館、2006）28-37頁。

表 1 犯罪理論と説明水準

犯罪理論と説明水準			
水準	分析単位	目的	代表的理論
1	マクロ社会	犯罪を社会現象として分析	社会解体理論(デュルケム)、文化葛藤理論、緊張理論、フェミニズム犯罪理論、抑制理論
2	地域、コミュニティ	犯罪における地域差を分析	社会解体論(シカゴ学派)、環境犯罪学、分化的機会構造理論
3	身近な社会集団	社会化の役割、家族、学校、仲間集団などによる影響を分析	下位文化理論、分化的接触理論、社会的絆理論
4	犯罪行為と犯罪事件	犯罪事件のパターンとタイプ、犯罪被害者とその行動傾向などを分析	日常活動理論、合理的選択理論
5	犯罪者個人	犯罪者の行動パターンと心理的要因(思考、感情、態度など)を分析	発達のパーソナリティ要因(遺伝、気質、家族など)研究 個人差研究(知能、パーソナリティなど) 心理学的統制理論(道徳性、自己統制など) 社会的学習理論

注：大淵憲一『犯罪心理学 犯罪の原因をどこに求めるのか』（培風館、2006）29頁より引用。

次に、現在までに関連があるとされてきた犯罪・非行の要因について挙げていく。以下に挙げる要因は、犯罪・非行と相関関係がある要因である。Ellis, Beaver& Wright<sup>3</sup>の文献から犯罪・非行に関連があるとされる要因を以下の表 2 にまとめた。犯罪・非行に関連する要因は、人口統計的要因、生態学的及びマクロ経済的要因、家族と仲間の要因、制度的要因、行動と性格の要因、認知的要因、生物学的要因の 7 つが挙げられている。1 つめの人口統計的要因とは、個人の特性つまり性別、年齢、人種・民族や社会的地位が犯罪・非行に関連するかについてである。2 つめの生態学的及びマクロ経済的要因とは、地域の犯罪発生率と地域の文化的特徴、地域住民の人口統計的要因（性別、年齢、人種・民族や社会的地位など）との関連についてである。3 つめの家族と仲間の要因とは家族形成（未婚か既婚か、結婚年齢）、家族の安定性、家族機能などの家族要因や友達、非行仲間などの仲間と非行（犯罪）の関連についてである。4 つめの制度的要因とは、さまざまな種類の機関（教育、職業、宗教など）への所属と犯罪・非行との関わりについてである。5 つめの行動と性格要因とは、犯罪・非行と多くの性格と行動特徴との関わりについてである。6 つめの認知的要因とは、道徳性や自己肯定感を含むさまざまな態度、知能や学習能力、精神疾患や薬物依存と犯罪・非行の関わりについてである。7 つめの生物学的要因とは、遺伝や細胞受容体など生物学的変数と犯罪及び非行行動との関連についてである。このように犯罪・非行に関連する要因は社会的要因から個人要因に至るまでさまざまである。

<sup>3</sup> Ellis, L., Beaver, K. M., Wright, J. (2009). *Handbook of crime correlates*. USA: Elsevier. v-ix.

表2 犯罪・非行に関連のある要因

人口統計的要因	ジェンダー/性、年齢と成熟、人種/民族、移民という立場、個人の社会的地位、親の社会的地位
生態学的およびマクロ経済的要因	人口統計の生態学要因、薬物、武器関連の生態学的要因、家族に基づいた生態学的要因、 身体、社会、健康に関連する生態学的要因、宗教的な生態学的要因、社会経済的生態学的要因、その他の生態学的要因
家族と仲間の要因	家族形成、生殖要因、同一家族内比較、同一家族内要因、子育ての実践、仲間との関わり
制度上の要因	学校要因、職業要因、宗教要因、その他の要因
性格と行動の要因	人格/気質特徴、アルコールと薬物の使用、性的行動、その他の行動傾向
認知的要因	態度、知能と学習能力、精神病、薬物嗜癖/依存
生物学的要因	遺伝的要因、誕生と発達要因、健康要因、生理学と形態学、 細胞受容体、細胞輸送体、結合体 生化学的な要因(ホルモンを除く)、ホルモンまたはホルモンに近い物質要因、その他の化学物質 神経学的な要因、その他の生物学的または行動要因

注: Ellis, L, Beaver, K. M., Wright, J. (2009). *Handbook of crime correlates*. USA: Elsevier v-ix より筆者作成。

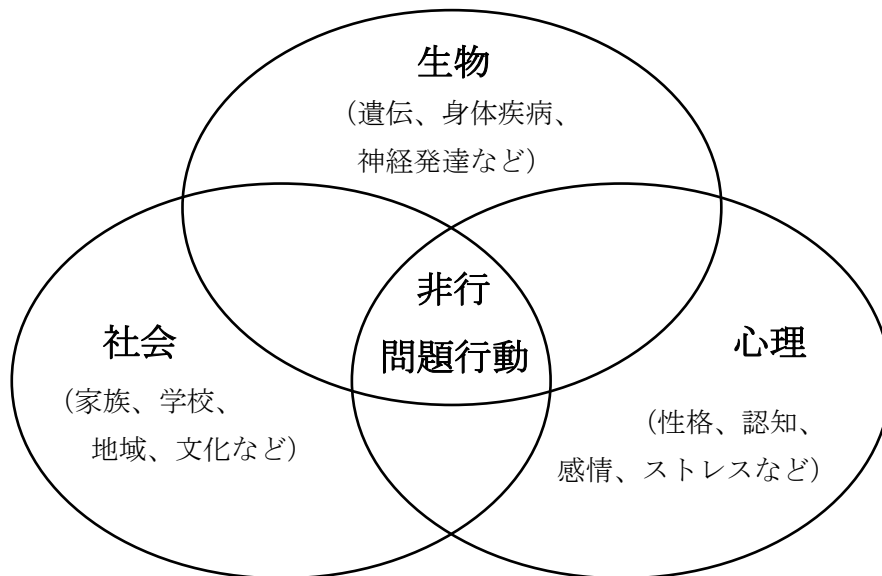
上記で犯罪・非行に関連する要因や犯罪・非行を説明する犯罪理論について述べてきたが、非行は1つの要因だけで起こるのではなくさまざまな要因が重なることで起こる。Engelが提唱した生物・心理・社会モデル<sup>4</sup>は非行を理解するうえで重要な観点である<sup>5</sup>。このモデルは医学の分野から始まったが、現在さまざまな分野に適用されており、非行や問題行動の理解にも有用である。生物・心理・社会モデルを非行に適用したものを図1に示した。このモデルは、非行や問題行動を生物学、社会学、心理学の観点から捉えたモデルである。具体的に生物的要因とは遺伝、身体疾患、神経発達などである。心理的要因とは性格、認知、感情、ストレスなどである。また、社会的要因とは家族、学校、地域、文化などである。このモデルの特徴は2点ある<sup>6</sup>。1点目は、さまざまな非行の要因を生物的、心理的、社会的の3つの要因から捉え、多様な要因の包括的な理解の助けとなることである。また、2点目は、各要因が非行に与える影響の大きさについて明らかにし、要因間の相互作用を検討することで非行の背景の多面的な理解が可能となることである。個人によって非行に至る背景はさまざまであり、多面的な理解の指標として生物・心理・社会モデルは有用である。

<sup>4</sup> Engel, G. L (1977). *The need for a new medical model: A challenge for Biomedicine*, Science New series, 196, 129-136.

<sup>5</sup> 石橋昭良『非行・問題行動と初期支援～早期解決につながる見立てと対応～』（学事出版株式会社、2018）74-75頁。

<sup>6</sup> 樋口竜也＝星野明彦＝石塚文記ほか「粗暴事案における非行メカニズムの解明の在り方—生物—心理—社会モデルを分析枠組みとして—」家裁調査官研究紀要15号（2012）3-4頁。

図1 生物・心理・社会モデル



注：石橋昭良『非行・問題行動と初期支援～早期解決につながる見立てと対応～』（学事出版株式会社、2018）75頁より筆者作成。

## 第2節 非行要因としての家庭

第1節で述べた通り非行には、さまざまな要因が考えられる。実際、これまでも多くの犯罪理論が主張、検討されてきた。金によれば、そのなかでもフロイトによる精神分析理論、バンデューラによる社会的学習理論、ハーシーによる社会的絆理論という3つの有名な理論からは共通して次のようなことが導かれるという。すなわち、「家庭は子どもが生まれ、初めて接する社会として、子どもの良心が培われ、道徳性の基本は、幼児期、児童期に家庭を中心に社会化される」<sup>7</sup>ということである。良心や道徳性といった重要な意識が培われる時期を最も長く過ごすのが家族である以上、非行と家族の関連について完全に無視することはできないだろう。また、実際にさまざまな調査、研究においても非行と家族の関連が指摘されている。例えば内閣府の調査によると、中学生の一般少年と非行少年<sup>8</sup>を比較した場合、「親から愛されていないと感じる」「親が厳しすぎると思う」「親は家庭内で暴力をふるう」と答えた者の割合はいずれも非行少年のほうが高くなった。一方、「学校の勉強内容について親と話をする」「家庭の雰囲気は温かい」「親は私のことを信頼している」と答えた者の割合はいずれも一般少年のほうが高くなった<sup>9</sup>。親からの愛情や家庭内の雰囲気が非行に

<sup>7</sup> 金英淑「少年非行の原因としての家族関係」現代社会文化研究 39 卷（2007）73-90 頁。

<sup>8</sup> 非行経験の有無によって分類。非行経験が一度もない者を一般少年、非行経験が一度でもある者を非行少年とした。以降、本節において全てに共通。

<sup>9</sup> 内閣府 HP「非行原因に関する総合的研究調査（第4回）」

何らかの影響を与えている可能性を見ることができる。

さらに、私たちが行った少年院出院者への聞き取り調査においても、共働きや母子家庭であったことから幼い頃に寂しい思いや孤独な経験をしたと述べる人や、家庭環境や親からの愛情の有無が非行少年とそうではない少年を隔てていると考える人に出会った。これらのことから私たちは、非行要因として家族という存在が一定の影響を持っているのではないかと考えるに至った。そこで今回は非行要因として「家族」に焦点をあて、非行少年の立ち直りについて考えていきたい。

本節では、非行要因となる家庭はいかなるものなのかについて過去の研究、調査などから明らかにしていく。両親と子どもの間において豊かな交流、十分なしつけが行われることは非行を防ぐために重要である。既に指摘している通り、家庭は子どもにとって初めて接する社会であり良心や道徳性が育まれる重要な場である。十分な養育環境を得られなかった場合、子どもは適切に社会化されず、ひいては非行へと繋がる要因となり得る。どのような養育環境が非行要因となり得るのか、大淵<sup>10</sup>や山口<sup>11</sup>などの研究を参考に、主要な家庭問題について以下に挙げる。

## 1、親の育児態度

親の不適切な育児態度は子どものパーソナリティ形成に大きな影響を与えることが知られている。親が子どもを憎んだり嫌ったりといった拒否的態度をとる場合や、暴力をふるう、冷やかに振る舞い情緒的に関与しないといった態度をとる場合には、子どもは否定されたと感じ情緒的に不安定になったり他者へ基本的信頼感を築けなくなったりすることがある。ネグレクトなど放任的態度をとる場合には、子どもの健全な精神発達を脅かし重篤な反社会性を示すようになる可能性がある。子どもの様子や友人関係に興味を示さない無関心的態度をとる場合には、子どもが就学し活動範囲が広がると目の届かない場所が多くなり非行の温床となる可能性がある<sup>12</sup>。また逆に、期待過剰型の親子関係では親の関心が子どもの学業成績のみに集中し情緒的・社会的側面に向かない、過剰な期待が子どもの人格を歪曲するといった問題が発生する可能性がある。溺愛型の親子関係では子どもの自主性が育たず、社会不適応となり非行へと繋がる可能性がある<sup>13</sup>。このように拒否、放任、無関心、期待過剰、溺愛といった親の極端な育児態度が、非行へ至りやすいパーソナリティ、環境を形成する要因となる。

## 2、夫婦関係と親のパーソナリティ問題

両親の不和やそれに伴う離婚などの問題も子どもの健全な発達に悪影響であることが知

---

([http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou4/pdf\\_index.htm](http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou4/pdf_index.htm)) (2018年10月24日閲覧)。

<sup>10</sup> 大淵憲一・前掲注(2) 175-184頁。

<sup>11</sup> 山口透「社会変動と家族の病理」犯罪と非行 46巻(1980) 30-50頁。

<sup>12</sup> 大淵憲一・前掲注(2) 176-178頁。

<sup>13</sup> 山口透・前掲注(11) 45-49頁。



られている。夫婦間で争いが絶えない場合、①子どもが両親への信頼や尊敬の気持ちを失う、②子どもが両親から憎しみ合いや対立といった人間関係を学び、人間関係を築くうえでのモデルとしてしまう、③子どもが家庭内で安らぎを得られず外部に慰めを求める結果、非行集団との接触が誘発される、④親が世話や監督の放棄、さらにはストレスのはげ口として子どもに厳しく接してしまうといった点で、子どもの精神的発達に悪影響を与えることが考えられる<sup>14</sup>。

また、そのような両親の不和は離婚へと至る可能性も考えられる。以前の研究においては、両親もしくは父母いずれかを欠く家庭の子どもは、そのこと自体を要因として、一般的な家庭の子どもと比べ相対的に非行へ至る割合が高いことが指摘されてきた。これは実際に速水の研究<sup>15</sup>や内閣府による調査<sup>16</sup> (表 3) などによっても証明されている。しかし最近では、単親家庭そのものに要因があるのではなく、単親家庭に至るまでの過程に問題がある場合に非行との関連が強まるという研究結果が多く報告されている。

例えば、McCord は親と子どもの居住形態と子どもの犯罪発生率の関連を調べた。居住形態を「両親家庭で、両親が対立している」「両親家庭で、両親の対立がない」「単親家庭で、母親の愛情がある」「単親家庭で、母親の愛情がない」の4つに分類し、子どもが重大な罪を犯す割合を比較した。その結果、両親家庭でも両親が対立関係にある場合には、両親家庭で両親に対立がない場合や、単親家庭で母親の愛情がある場合より、子どもが重大な罪を犯す割合が高くなった。また、4つの居住形態のなかで子どもが重大な罪を犯す割合が最も高くなったのは、単親家庭で母親の愛情がない場合であった (図 2)<sup>17</sup>。これらのことから、単親家庭か否かより、両親の不仲や母親の愛情の不足が、子どもを非行に至らせる要因となることが示唆される。

また、両親の不和や離婚などの背景に、親がアルコール中毒や無職であったり、犯罪傾向があったりするなどといったパーソナリティ問題を抱えている場合にも子どもが非行へ至る可能性は高くなる。その理由としては、親が反社会的なモデルとなること、適切な養育が行われないことなどが挙げられる<sup>18</sup>。

このように、両親の不和やそのことを要因とした離婚による単親家庭で育った子ども、パーソナリティに問題のある親の子どもは、安心できる居場所を持たず、親への愛着や尊敬心を抱けない結果、非行へ至る可能性が高くなる。

---

<sup>14</sup> 大淵憲一・前掲注 (2) 179-181 頁。

<sup>15</sup> 速水洋『『非行の一般化』論再考—『欠損家庭』論から『母子密着』論への移行とその統合をめざして—』犯罪社会学研究 14 巻 (1989) 109-128 頁。

<sup>16</sup> 内閣府 HP「非行原因に関する総合的研究調査 (第 3 回)」

(<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou3/pdf/0-1.html>) (2018 年 10 月 24 日閲覧)。

<sup>17</sup> McCord, J. (1982). Longitudinal view of the relationship between parent absence and crime. In J. C. Gunn & D. P. Farrington (Eds.), *Abnormal offenders, delinquency, and the criminal justice system*. New York: Wiley. pp.113-128.

<sup>18</sup> 大淵憲一・前掲注 (2) 181 頁。

表3 家族形態と非行との関係

単位 (人)

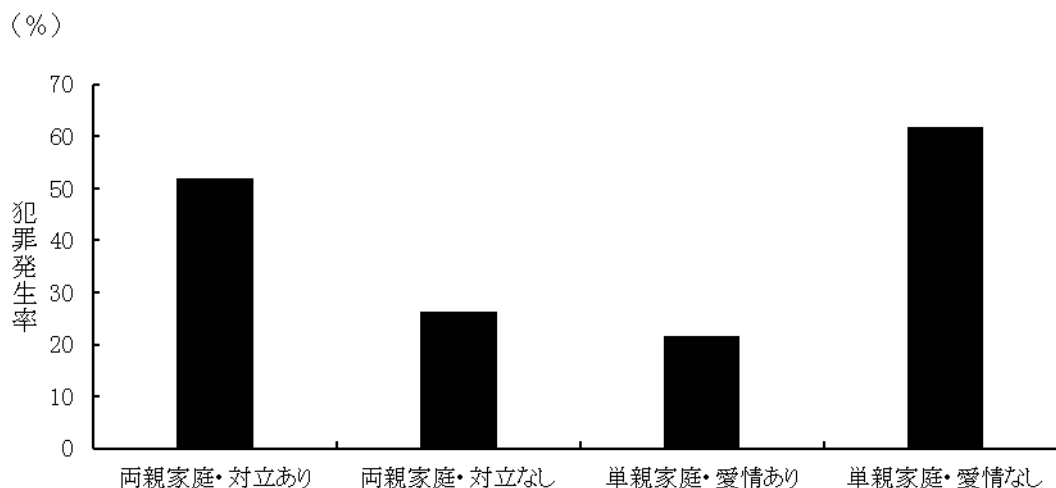
	身分	非行少年			一般少年		
		中学生	高校生	計	中学生	高校生	計
家庭	単親家庭	111 (32.0)	70 (25.0)	181 (28.9)	304 (10.2)	320 (10.1)	624 (10.2)
	両親家庭	236 (68.0)	210 (75.0)	446 (71.1)	2662 (89.8)	2836 (89.9)	5498 (89.8)
計		347 (100.0)	280 (100.0)	627 (100.0)	2966 (100.0)	3156 (100.0)	6122 (100.0)

注1：内閣府 HP「非行原因に関する総合的研究調査（第3回）」第3部第2章表3-2-1 (<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou3/pdf/0-1.html>) より筆者作成。

注2：単身家庭で生活しているか両親とも揃っている家庭で生活しているかを非行の有無別に示したものである。三世帯家族で祖父母あるいはそのいずれかと生活している場合でも父か母を欠く場合は単身世帯に含めている。

注3：（）内は100分比である。

図2 居住形態と子どもの犯罪発生率



注：McCord, J. Longitudinal view of the relationship between parent absence and crime.122.より筆者作成。

### 3、家庭の文化的、経済的水準の問題

一般に、文化的水準の低さは子どもの非行の一要因として挙げることができる。ハーシーの社会的絆理論では、社会には文化的に承認され達成を奨励される目標があり、その目標に向かってエネルギーを投資している子どもは非行をすることが少ないことが述べられている。内閣府による文化的水準と非行の関係の調査によれば、非行少年は一般少年に比べて文

化的水準の低い家庭に多いことが数値で示されており（表 4）<sup>19</sup>、文化的水準の低さは非行と関連があると考えられる。大淵はこの内閣府調査を基に、家庭の文化的水準を低、中、高の 3 つに分け一般少年と非行少年を比較している（図 3）。非行少年の親は一般少年の親と比べて、子どもが合法的な活動に関心を持ち、合法的分野での達成を目指せるような環境を整えようとする意識が低く、もしくは経済的理由によりできない傾向にあることが示唆される<sup>20</sup>。

表 4 文化的水準と非行との関係

単位（人）

		文化的水準スコア	0	1	2	3	4
身分	一般中学生	3021(100.0)	41(1.4)	512(16.9)	1239(41.0)	1129(37.4)	100(3.3)
	非行中学生	366(100.0)	58(15.8)	112(30.6)	141(38.5)	52(14.2)	3(0.8)
	一般高校生	3255(100.0)	82(2.5)	355(10.9)	942(28.9)	1685(51.8)	191(5.9)
	非行高校生	293(100.0)	44(15.0)	73(24.9)	111(37.9)	58(19.8)	7(2.4)
	一般小学生	2561(100.0)	61(2.4)	399(15.6)	756(29.5)	804(31.4)	541(21.1)
	非行小学生	79(100.0)	8(10.1)	12(15.2)	25(31.6)	25(31.6)	9(11.1)

注 1：内閣府 HP「非行原因に関する総合的研究調査（第 3 回）」第 3 部第 2 章表 3-2-4（<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou3/pdf/0-1.html>）より筆者作成。

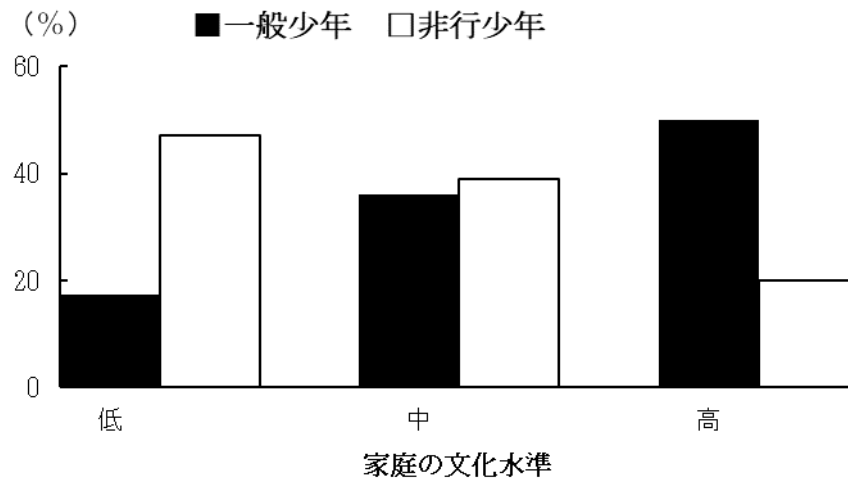
注 2：文化的水準スケールは次のようにして作成されたものである。中学生・高校生に関しては自分の本箱、机、パソコン、4 冊以上の辞書をそれぞれ持っている少年に各 1 点を与え得点を求めた。小学生に関しては自分の本棚、机、辞書・図鑑、学習百科のそれぞれを持つ少年に各 1 点を与え得点を求めた。得点はいずれも 0 点から 4 点まで分布する。得点の大きい方が家庭の文化的水準は高いと見なせることになる。

注 3：（）内は 100 分比である。

<sup>19</sup> 内閣府 HP「非行原因に関する総合的研究調査（第 3 回）」（<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou3/pdf/0-1.html>）（2018 年 10 月 24 日閲覧）。

<sup>20</sup> 大淵憲一・前掲注（2）182-183 頁。

図3 家庭の文化的水準と非行



注：大淵憲一『犯罪心理学—罪の原因をどこに求めるのか—』183頁図5-3より筆者作成。

経済的水準の低さは、上記のような文化的水準を上げるための資金が不足しているなど非行の間接的な要因として挙げられることが多い。例えば、経済的問題で塾に通えない、勉強に必要な道具を揃えられないなど、勉強をできる環境が十分でなく学校の勉強にもついていけなくなってしまう場合がある。この場合は学校への不適応を起し居場所を失ってしまう可能性がある。その結果として、非行集団などに居場所を求めて所属してしまう可能性が高まる。他にも、貧困が親に多大なストレスを与え情緒的に不安定な状態になることで両親の不和や子どもへの八つ当たりなどを引き起こし、最終的に子どもの信頼や愛着が崩れ非行へと至る場合が考えられる。また、そもそも親にパーソナリティ問題があり社会に不適応である結果として職業面でも成功を得られていない場合、家族全体が社会的ネットワークから排除されてしまうことが要因で非行へと至るケースも考えられる<sup>21</sup>。

このように、両親の意識の低さから生じる文化的水準の低さが子どもを非合法的な活動へと向かわせ、また経済的水準の低さが1や2で挙げた問題に結びついたり文化的水準の低さに結びついたりすることで非行へと至らせる可能性を高めている。

実際に非行少年と一般少年の親子関係や家庭環境にはどのような違いがあるのかを比較した内閣府の調査分析がある。それぞれアンケート調査により一般少年と非行少年を比較した結果、①子どもの父・母への同一化がなされていない<sup>22</sup>、②親の子どもへの関心が乏しい、③子どもの親への愛着が乏しい、④子どもが親に体罰を加えられる、⑤子どもに親からの干渉がなされる、⑥子どもが情緒的安定を得られない、⑦子どもが親から信頼されず役割

<sup>21</sup> 大淵憲一・前掲注(2) 182-184頁。

<sup>22</sup> ここでは「父のような人になりたい」「母のような人になりたい」と答えた者を同一化がなされているとしている。

がない、といった親子関係、家庭環境が非行少年に多く見られることが示されている<sup>23</sup>。

ここまで見てきた通り、親の不適切な養育態度、両親の不和、文化的・経済的水準の低さは相互に関連し合い、子どもにとって悪影響を与える重大な要因となる。本来家庭とは子どもが初めて接する社会として、他者に対する信頼感や愛着、他者とのコミュニケーションスキルなどを身に付け、良心や道徳性といった大切な意識やアイデンティティを育み、さらに最も安全で安心できる拠り所となるはずの場所である。しかしさまざまな問題により子どもにとって、家庭がそのような適切な場所とならなかった場合に、非行へ至る要因となる可能性がある。

### 第3節 少年の立ち直りのための家庭

一度非行に至った少年が社会に戻ってきたとき、その少年の立ち直りには家庭の存在が重要な要素の1つとなる。第2節では家庭にどのような問題を抱えた子どもが非行へ至りやすいのか、について検討した。親の養育態度やパーソナリティ問題、両親の不和、文化的・経済的水準の低さといった問題が主な要因となり、そのような家庭で育った子どもは、安心できる居場所を失い、両親への信頼感や愛着を持つことができず、さらに正しい道徳性が育たず適切な社会化に失敗することによって非行に至る可能性が高くなることが示唆された。そこで、本節では非行少年の立ち直りのために家庭にあるべき機能がいかなるものであるかについて述べる。少年院出院後の少年を受け入れる場合、家庭にどのような能力が備わっていれば少年を立ち直りに導くことができるのだろうか。

そもそも家庭にはどのような機能が備わっているのかについて先行研究を紹介する。パーソンズは、家族機能を子どもの社会化、大人のパーソナリティ安定化の2つであると定義した<sup>24</sup>。また、山根は、家族の機能を5つであるとした<sup>25</sup>。その5つとは、①性的制度、②生殖的機能、③経済的機能、④教育的機能、⑤心理的機能である。これらには、家族を構成する個人に対する機能と社会に対する機能の2つの機能がある。本報告書では、非行との関連から山根の研究を参考にすることとした。5つのなかで少年の非行に関して、特に③経済的機能、④教育的機能、⑤心理的機能の関連が高いと考えた。ここでは個人に対する機能についてのみ扱う。以下に、③経済的機能、④教育的機能、⑤心理的機能の詳細について記す。③の個人の消費面における経済的機能とは、「家族内で衣食住に関する基本的欲求及び種々の文化的欲求を充足し、また労働に参加しない依存者を扶養する」<sup>26</sup>ことである。④の教育的機能とは、「親は子どもの同一化の源泉であり、子どもはこの同一化を通じて社会の伝統を内面化する」<sup>27</sup>ことである。この社会の伝統を内面化することを社会化と呼ぶ。社

<sup>23</sup> 内閣府 HP「非行原因に関する総合的研究調査（第3回）」

(<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou3/pdf/0-1.html>) (2018年10月24日閲覧)。

<sup>24</sup> T. パーソンズ=R. F. ベールズ『家族』（黎明書房、1981）35-36頁。

<sup>25</sup> 山根常男「家族の本質—キブツに家族は存在するか？」社会学評論 13巻4号（1963）43-46頁。

<sup>26</sup> 山根常男・前掲注（25）44頁。

<sup>27</sup> 山根常男・前掲注（25）45頁。

会化によって、子どもは社会的文化を身に付け社会生活を営むことができるようになる。また、ここでの教育とは、子どもの養護、教育といった広い意味での教育である。教育的な機能は今日多くを学校教育が担うが、子どもが多く時間をともに過ごすのは家族であり、家族、特に保護者は教育者としての役割を果たさなくてはならない。⑤の心理的機能とは、「情緒的な安定感」<sup>28</sup>である。家族は、寝食やその他の日常生活を共にすることによって親子双方にとっての休息の場、活力再生産の場となる。この意味で家族は「情緒的な安定感」を個人に与えている。

文化的水準の低さと非行との関連が強いことは第 2 節で述べた通りであり、文化的水準の引き上げのためにはある程度の経済的余裕が必要となる。また、経済的な安定によって衣食住という基本的欲求が常に満たされ余裕のある家族ではストレスによる子どもへの暴力や両親の不和なども起こりにくいと考えられ、家庭が子どもにとって安心できる居場所となる。その結果として、外部の非行仲間と関わりを持つ機会などが減少するだろう。これらの理由から、③経済的機能は非行少年が立ち直るために家庭の機能として重要であると言える。しかし、物理的な居場所としての役割を果たすだけでは、子どもの適切な意識は育たない。生まれたときから、最も近くにいる理解者として両親への愛着と信頼感を抱き、尊敬し同一化する必要がある。そのような両親から道徳性や良心、常識を教育されることによって、子どもはそれらを身に付け、適切に社会化されるのである。そのために、④教育的機能、⑤心理的機能も重要である。第 2 節と比較しても、③④⑤これら 3 つの機能が十分に備わっている家庭では、少年が非行に至りにくいと考えられる。

人間の基本的な欲求が満たされる安全で安心な居場所、信じ信じられるという他者との基本的な信頼感、社会で生活するための常識や適切な道徳性の習得が非行を防ぐために重要な要素である。非行少年の立ち直りを考える際にもこれらの要素を意識し、少年と接する必要があるのではないだろうか。本報告書ではこれ以降、第 1 章で述べた問題点や家族の機能を基に、少年が再び非行に至らないためにどのような支援が少年やその家庭に対して行われているかを述べる。また、元の家庭に戻る事が難しい場合、家庭に代わる居場所としてどのような場所があるのだろうか。実際に行われている取組みについて述べていく。

---

<sup>28</sup> 山根常男・前掲注(25)45頁。

## 第2章 少年院における少年とその家庭への働きかけ

### 第1節 少年院における少年への働きかけ

#### 1、少年院における矯正教育の概要

少年院における矯正教育は、①生活指導、②職業指導、③教科指導、④体育指導、⑤特別活動指導の5つの指導領域から構成されている。

生活指導では、一般生活指導として、①基本的生活訓練、②問題行動指導、③治療的指導、④被害者心情理解指導、⑤保護関係調整指導及び⑥進路指導について、全体講義、面接指導、作文指導、日記指導、グループワークなどの方法を用いて、教育が行われている。これらは、対人関係や思いやり・いたわりの心を学ぶ全人教育であると言える。

また、特別生活指導として、①被害者の視点を取り入れた教育、②薬物非行防止指導、③性非行防止指導、④暴力防止指導、⑤家族関係指導及び⑥交友関係指導が行われている。これは、再非行防止に特化した教育である。

5つの指導領域のうち、「教育の目標として中心になっているのは、生活指導である。少年院の生活自体は、細かな規則で決められた厳格なものである。とはいえ、施設内で規律正しい生活をさせることそれ自体が目的ではない。(中略)生活指導は、単に少年の生活態度に規律正しさを求めるだけではなく、それを通して、ものの見方、考え方や行動の仕方に、広範な影響を与えようとするものなのである。実際、他の領域の活動の多くも、少年のものの見方、考え方や行動の仕方に影響を与えるべく計算され、配置されている」<sup>29</sup>。広田は、生活指導の役割をこのように説明するとともに、生活指導と他領域の連続の例として職業指導を挙げ、少年が職業資格を取得し、自分に誇れるものを持つ体験をさせることで、少年にとって「努力をすれば報われる」という経験を積む機会になる、といったものを紹介している。

#### 2、家庭環境によって生じる課題と少年に対する立ち直り支援

親が子どもを憎んだり嫌ったりといった拒否の態度をとる場合や、暴力をふるう、冷やかに振る舞い情緒的に関与しないといった態度をとる場合には、子どもは否定されたと感じ、情緒的に不安的になったり他者へ基本的に信頼感を築けなくなったりすることがある。このことは、第1章第2節で述べた通りである。浅野によると、「人間は系統発生的に、親などの重要な他者から愛され、肯定的な対応をされることを求めるニーズが備わっており、それが得られないと、パーソナリティの諸要素が否定的な方向に発達していく結果となる。具体的には、愛着の対象となる他者から受け入れられていると認識する子どもは、敵意や攻撃性が低くなり、自立心、自尊心、自己効力感などが高くなり、情緒的な安定性や反応性が得られ、肯定的な世界観を有する傾向があるのに対し、親などの重要な他者から自分が拒否

<sup>29</sup> 広田照幸、古賀正義、伊藤茂樹編『現代日本の少年院教育』（名古屋大学出版会、2012）24頁。

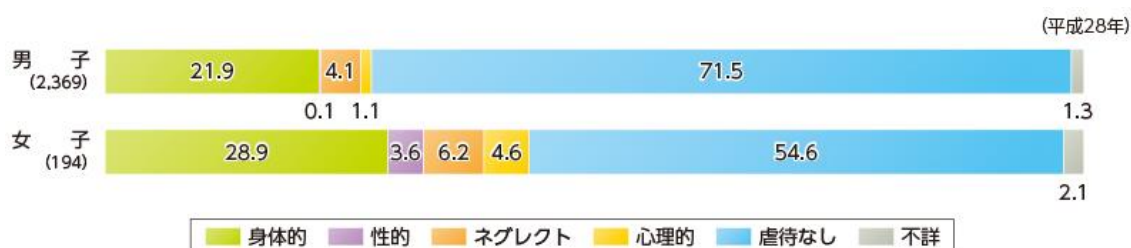
されていると感じる子どもは、敵意や攻撃性をコントロールする力が脆弱になり、情緒的には不安定で反応性が鈍くなり、世界観も否定的なものになりやすい」<sup>30</sup>。図4のように、少年院入院者のうち男子は27.2%、女子は43.3%の者が被虐待経験を有していることから、自己肯定感を養うための処遇が重要となる。自己肯定感を高めるために、少年院ではさまざまな工夫を凝らした処遇を実施している。

また、家庭において両親の間で争いが絶えない場合、男女関係をはじめとした人間関係には、常に争いごとがあるのが当たり前のものだと認識しながら、子どもが成長することが考えられる。その結果として、将来的に少年が家庭を持った際に、家庭内暴力を起こしたり、過度にパートナーに依存したりすることがあり得るだろう。

さらに、家庭の文化的水準や経済的水準を要因として、一定の質が保障された学習の機会を十分に得られなかった少年もおり、少年院入院者の教育程度は、6割以上の者が最終学歴を中学卒業としている（図5）。社会に出た時点で、学力、学歴という面で同世代の者に遅れをとることは、少年の立ち直りを困難にする要因となり得る。出院後、円滑に社会適応できるよう学習支援が望まれる。

このように、少年が家庭環境に抱える課題はさまざまであるが、少年院では、個人別矯正教育計画を作成し、少年の特性を把握したうえで、個々の課題に合わせた処遇を行っている。以下では、このような問題に対して行われている処遇のうち一部ではあるが、多摩少年院、愛光女子学園、久里浜少年院を参観して得たことを踏まえながら、主に行われているものや特徴的なものを紹介することとする。

図4 少年院入院者の被虐待経験別構成比（男女別）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。  
 3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。  
 4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。  
 5 ( )内は、実人員である。

注：法務省法務総合研究所編『〔平成29年版〕犯罪白書』（2017）118頁より引用。

<sup>30</sup> 浅野正「心理的虐待と非行—少年院での家族への働き掛け—」人間科学研究 35巻（2014）142頁。



図5 少年院入院者の教育程度別構成比（男女別）



- 注 1 矯正統計年報による。  
 2 教育程度は、非行時における最終学歴又は就学状況である。  
 3 「その他」は、高等専門学校中退、大学（短期大学を含む。）在学・中退、専修学校在学・中退・卒業等である。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

注：法務省法務総合研究所編『〔平成29年版〕犯罪白書』（2017）117頁より引用。

### (1) スモールステップ法を用いた立ち直り支援

少年院では、自己肯定感を高めるために、スモールステップ法を利用した処遇を行っている。これは、最初から高い目標を掲げるのではなく、目標を細分化し、小さな目標を達成する体験を積み重ねながら、最終目標に近づいていく手法である。このことが最も分かりやすく表れているのは、段階別処遇を行っているという点である。

少年院では、少年の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1級、2級<sup>31</sup>及び3級に区分されており、在院者は、まず3級に編入される。その後、改善更生の状況等に応じて、上位の段階に移行し、これに応じて、その在院者にふさわしい処遇が行われる。その段階での目標を達成することで、進級することができ、表彰を受けたうえで等級ごとにバッジが進呈される。このように、出院までの期間のなかでも、中間的な目標を設定し、達成できるようにしている。また、それに対して褒賞することで、前向きに取り組む意欲を引き出すとともに、自己肯定感を高める工夫がされている。

### (2) 少年が語ることを用いた立ち直り支援

先述のとおり、少年のなかには被虐待経験を有していたり、適切な養育環境が得られなかったりした者も多い。そのような者は、加害経験のために少年院に入院しているにもかかわらず、被害感を持っているということがあるようだ。しかし、そのような過去の事実は不可逆的なものであり、その事実に対する捉え方を少年自身が変わるしかない。そこで有益なのが、語ることを用いた方法である。

少年院では、法務教官の方が24時間少年に寄り添っており、少年は規則の範囲内で、いつでも法務教官の方と話をすることができる。愛光女子学園には、箱庭療法を行うための箱庭室<sup>32</sup>が設けられている。箱庭療法は、「セラピストが見守る中、クライアントが自発的に、

<sup>31</sup> 2級のみ前期と後期に、さらに分けられている。

<sup>32</sup> 5畳ほどの部屋で、砂が入った箱が机の上に置かれており、壁際に設置された棚には、ミニチュア玩具が並べられている。静かな空間で、落ち着いて話をするには、最適な場所であると感じた。

砂の入った箱の中にミニチュア玩具を置き、また砂自体を使って、自由に何かを表現したり、遊ぶことを通して行う心理療法」<sup>33</sup>であるが、箱庭療法のための時間でも、それを実施することなく少年と法務教官の方で会話をしながら、部屋の掃除などをして終わることがあるという。これは、箱庭療法を実施している目的の一つに、自己表現が苦手な少年の心情を読み取るということがあるためである。箱庭療法の時間だから、箱庭療法をしなければならないという指導をするのではなく、少年の心情を把握したり、法務教官の方が少年と信頼関係を築いたりするために、状況に応じて対応を変えているのである。

法務教官の方から話を聞いたところ、近年では1983（昭和58）年をピークとしたいわゆる非行の「第三の波」と呼ばれた時期の少年と比べて、少年のコミュニケーション能力が落ちたという印象を受けているようだ。それが事実だとすると、伝えたいことがあっても、うまく表現できずにいたという少年もいることが考えられる。また、拒否、放任、無関心といった親の養育態度のために、これまで話を聞いてもらえる機会がなかったという少年もいる。それゆえに、このような自分の気持ちを表現できる機会を設けること自体に自己肯定感を高める効果が望めると言えるだろう。

さらに、ロールレタリング（役割交換書簡法）を用いた処遇も行われている。ロールレタリングとは、『自分から相手へ』の手紙を書いたり、ときには相手の立場になって、『相手から自分へ』の手紙を書いたりするなかで、さまざまな思いや感情を書くことによって、自分自身だけでなく相手のことも理解し、人間関係が改善していく技法である」<sup>34</sup>。

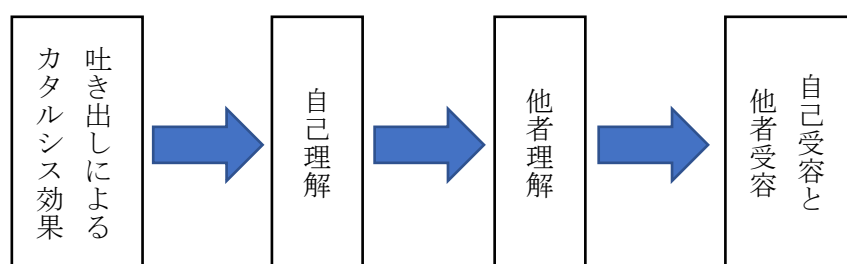
岡本によると、ロールレタリングからは、主に、①吐き出しによるカタルシス効果、②自己理解、③他者理解、④自己受容と他者受容、⑤自己表現力の向上、⑥認知と行動の変化、⑦性格の変化といった効果が得られるという。また岡本は、図6のような順序でしか、クライエントの心理的变化はあり得ないとしている。抑圧していた感情を吐き出し、自己に対する理解が進むことで、初めて他者との関係を考えることができる。そして、それを経ることで、自己の存在や相手の欠点や弱みを認めることができる。このことは、ロールレタリング以外の処遇の在り方にも示唆を与えるものであると考えられる。

---

<sup>33</sup> 一般社団法人日本臨床心理士会 HP「臨床心理士の面接療法」  
(<http://www.jsccp.jp/near/interview3.php>) (2018年10月15日閲覧)。

<sup>34</sup> 岡本茂樹『ロールレタリングー手紙を書く心理療法の理論と実践』（金子書房、2012）15-16頁。

図6 ロールレタリングによる変容



注：岡本茂樹『ロールレタリングー手紙を書く心理療法の理論と実践』（金子書房、2012）33頁より筆者作成。

少年院では、このロールレタリングを問題行動指導と家族関係指導において実施しており、前者は被害者の立場と交換させながら、後者は保護者の立場と交換させながら行うことが多いという。本報告書のテーマとの関連では、家族関係指導におけるロールレタリングに注目したい。

保護者から虐待を受けていたり、関心を持たれなかつたりするなどの事情がある少年は、保護者に対して、さまざまな感情を抱いていると考えられる。それらを吐き出すことで、気持ちを落ち着かせるとともに、自由に記述した手紙の内容から、自己に対する理解を深めることができるだろう。また、その後で保護者の立場になって手紙を書くことで、これまでの自分に対する保護者の態度を捉え直すことができる。そのことを通して、保護者に対する不満であったり、自分の存在意義や居場所を見いだせないといったりした、少年が抱えている心情的な課題を克服し、前向きに生きることができるのではないかと。

### （3）「モデル」の形成を助けることによる立ち直り支援

両親の関係に不和があったり、両親と一緒に暮らせなかつたりした場合や親のパーソナリティに問題があり、信頼や尊敬の気持ちを持っていないような場合、少年が家庭を持ったり、親となったときに、どのように振る舞って良いか分からず、結果的に家庭内暴力を起こしたり、少年自身の子どもに虐待をしたりしてしまうなど、負の連鎖が起きてしまう可能性が考えられる。また、他者に対する暴力という形だけでなく、自傷行為や薬物乱用という形で問題が表れる場合もある。一方で、創設家族<sup>35</sup>の存在が少年を立ち直らせる要因になるとも言え、健全な家族観を形成することで、創設家族の獲得・維持を助けることが重要であると考えられる。

そこで、少年院では特別生活指導の家族関係指導のなかで、「モデル」を作ることを通して、家庭に対する価値観を形成している。少年が持つ背景や性格、出院後の生活環境などは、

<sup>35</sup> 子どもが生まれ、育てられ、成長していく家族を「生育家族」、親の家から離れ、自分の選択により生活を共にするパートナーと出会いつくられる家族を「創設家族」と言う。

少年によって、それぞれ異なるため、少年の内側から「モデル」を作りあげることが必要とされる。例えば、「君が安心できたときのお母さんの顔を思い浮かべてみて」と言うと、少年は「ご飯がおいしいと、私が言ったときの顔」などと答える。そこで、法務教官の方は「そうしたら、君もそれができると良いね」と返し、少年が自分で考えた答えを受け止め肯定する。このようなことを繰り返すことで、少しずつ少年自身の力で家庭に対する価値観を形成している。

少年によって目指すべきものや、それに対するプロセスは異なる。そのため、処遇を内面化させるために、価値観を押しつけるのではなく、少年の内側から出てきた感情や考えを大切にしている。このことは、先述した箱庭療法、ロールレタリングについても共通して言えるのではないか。

#### (4) 生活環境を通じた立ち直り支援

衣服や食事などの生活に関する事柄も、少年院における処遇では重要な要素である。少年院では、ジャージと一般の中学校や高等学校で着られているような制服を場面ごとに使い分けている。愛光女子学園では、このジャージを一般の衣料量販店で購入しており、一般的に部屋着として使われているようなものと大きな違いは見られなかった。

また、少年院では一般的な学校における給食と同じような食事が用意されている。少年院入院者のなかには、食卓を囲んだ経験に乏しく、温かい料理や手作りの料理を食べる機会があまりなかった少年もいる。そのため、食事についても、健全な家庭環境で食べることのできるようなものを提供することが、少年の立ち直りを後押ししていると言える。「このような生活をいつか自分でできるようにしたい」と思えるようにすることで、立ち直りを支援しているという点では、先述した「モデル」の形成を助けることによる立ち直り支援にも共通している。

#### (5) 学習を通じた立ち直り支援

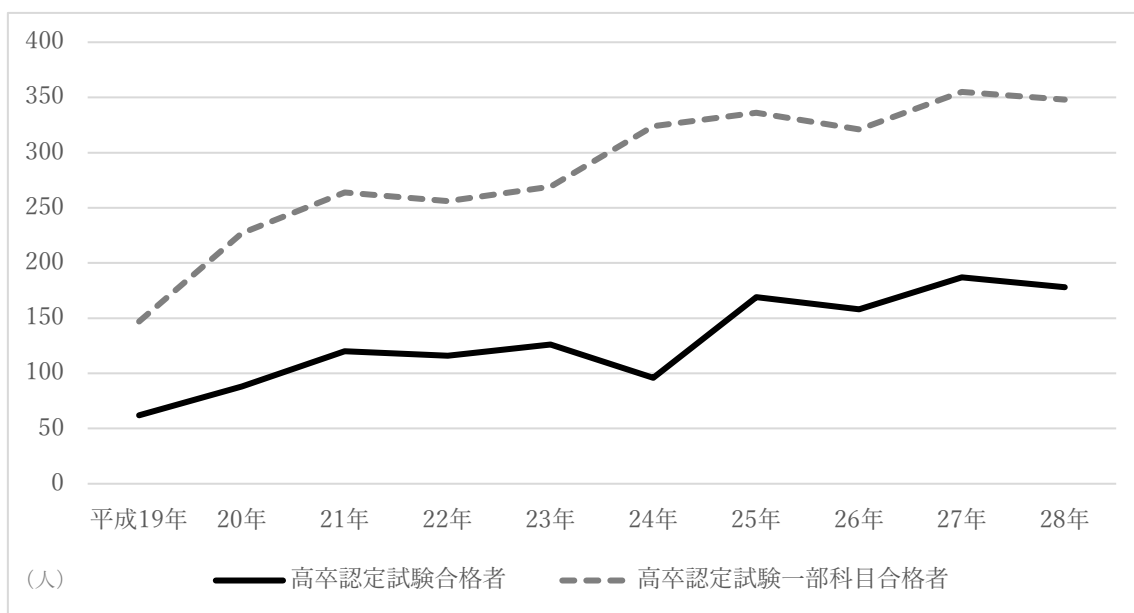
少年院では、義務教育課程にある中学 3 年生までの少年とそれ以降の年齢の少年について、時間割を分けて教育を行っている。前者にあたる少年に対しては、一般の小学校、中学校と同様に教科指導が行われるが、我が国では義務教育において出席が足りない場合でも、基本的に卒業認定している。そのことから、後者にあたる少年についても、義務教育相当の知識や技能が身に付いていない少年がいることが考えられる。そのため、少年院では、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる在院者に対して、小学校又は中学校の学習指導要領に準拠した教科指導を行っている。また、院内検定や民間の基礎学力検定<sup>36</sup>を実施しており、生活に必要な基礎能力の定着のために、意欲の向上を図るとともに、進学のための選択肢を持たせている。

---

<sup>36</sup> 近年の高大接続改革によって、民間試験が文部科学省から認定され、大学入試に活用することが検討されている。

さらに、高等学校への編入若しくは復学、大学等への進学又は就労等のために高度な学力を身に付けることが必要な者に対しては、その学力に応じた教科指導を行っている。近年では、高等学校卒業程度認定試験のための学習に力を入れている。2016（平成 28）年度には高卒認定合格者が 178 人、一部科目合格者が 348 人であり、長期的に見ると増加傾向にある（図 7）。

図 7 高卒認定試験合格者数



注：平成 20 年版～平成 29 年版の犯罪白書より筆者作成。

就労の際、高卒資格を必要条件とされることが多く、少年の進路に選択肢を持たせるために、このような教育を行うことが役立っているという。実際、NPO 法人セカンドチャンス！を通じて、私たちが少年院出院者に調査を行ったところ、大学に進学できる余地があることは、出院後の希望となっているようだった。

2007（平成 19）年度から文部科学省との協力により、少年院内で高卒認定試験を受けることができるようになり、高卒認定試験のための支援体制が整備されている。また、高卒認定試験に合格するためには、高等学校で身に付けるべき幅広い範囲の知識を学習する必要があるが、多摩少年院では国語、数学、社会科などの教員免許を持った法務教官の方が 10 名ほど在籍しており、質の高い支援を心掛けている。一般の高等学校では、4月に始まり3月に進級もしくは卒業するまで、クラスの全員で同一の内容を学習するのに対して、少年院では在院者の入れ替わりが激しい。そのため、ほとんどの少年が高卒認定試験のための授業を途中から受け始めなければならないという点で、課題は残されている。しかし、基本的には、自主学习により高卒認定試験のための準備をしており、授業はあくまでその補助の一環という位置づけになっている。そのため、授業を行っている方の他にも、複数の方が教室内

で様子を見守っており、授業中でも挙手することで個別の質問に答えていた。少年院によっては、民間団体の協力を得て、個別指導を定期的に行っているところもあり、少年一人ひとりに対して手厚く支援できる体制が整えられている。

#### (6) 保護者が無職である場合の立ち直り支援

法務省法務総合研究所研究部によると、図8のように少年院入院者の保護者のなかには、無職である者が多く含まれる。NPO 法人東京都就労支援事業者機構の職員の方によると、そのような保護者を持つ少年には、働くという観念が十分に備わっていないことがあるという。そのため、就労先と繋げても、すぐに辞めてしまうケースが見られる。また、資格を取得しても、出院後、実際に資格を利用した職業に就くとは限らない。さらに、私たちが調査を行った、飲食業を営む協力雇用主の Y さんによると、少年院で身に付けたビジネスマナーに関しても、就労先ではその企業独自の接客に関するきまりがあるために、直接的に役立っているとは感じないということであった。しかし、14 頁に記したように、資格の獲得には就職のために活用するという目的だけでなく、達成感を得るという目的がある。就労に対する意識が十分でない少年が、仕事に対する姿勢や意欲を身に付けられるように、生活指導と関連させて職業指導が行われている。

図8 保護者の職業 (少年の男女別)

区 分	総 数	男 子	女 子
総 数	800 (100.0)	722 (100.0)	78 (100.0)
無 職	111 (13.9)	100 (13.9)	11 (14.1)
販売、サービス業	225 (28.1)	200 (27.7)	25 (32.1)
建設・採掘、輸送・機械運転	133 (16.6)	125 (17.3)	8 (10.3)
生産工程、運搬・清掃・包装	131 (16.4)	117 (16.2)	14 (17.9)
管理的職業、専門的・技術的職業	115 (14.4)	106 (14.7)	9 (11.5)
事 務	55 (6.9)	47 (6.5)	8 (10.3)
そ の 他	30 (3.8)	27 (3.7)	3 (3.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 職業が2以上ある場合は、そのうちの主要なものにより、両親共稼ぎの場合は、主たる収入を得ている者の職業による。

3 「その他」には、職業不詳の者を含む。

4 ( ) 内は、それぞれの総数に占める構成比である。

注：法務省法務総合研究所研究部「法務総合研究所研究部報告 54 非行少年と保護者に関する研究—少年と保護者への継続的支援に関する調査結果」（2014）13 頁より引用。

### 3、まとめ

少年院に入院した経験を持たない者でも、悩みを抱えたままでは、勉強や仕事に身が入らないこともあるというのは想像に難くない。このような勉強をしたところで何になるのか、と取り組む意欲が湧かないといった経験がある人も多いものだ、と学生ながらに感じる。人によっては、友人関係や恋愛関係がうまくいかないときほど、勉強や仕事を熱心にこなして

気持ちを紛らわせるという人もいるかもしれない。しかし、それも一種のスキルであって、少しずつトレーニングすることによって身に付けてきたものなのではないか。そのように考えれば、少年が社会適応を果たしていくためには、試験の成績や資格の取得など、見えやすい成果だけでなく、自己の感情をコントロールする術など、生活におけるスキルを身に付けていくことが望まれる。

また、少年院入院者には、学校での学習の遅れを取り戻すことや就労のための能力を身に付けること、犯罪少年であれば自らが犯した罪について反省することなど、さまざまなことが求められるだろう。しかし、少年が非行をした要因と考えられる根本的な課題が解決されないままでは、教科指導や職業指導で用意された学習機会に対して自発的に取り組めないことが考えられる。また、被害者の怒りや苦しみ、悲しみについて理解させようとしても、自分の方が劣悪な家庭環境にあったと少年が考えてしまえば、意味のない働きかけになってしまう。

ここまで、自己肯定感を養うための処遇に関する記述から始め、教科指導、職業指導について見てきた。非行の要因を家庭環境にまで遡って見ることで、まずは、自分の存在意義や居場所を見つけられないといった少年が抱えている心情的な課題を克服することが立ち直りに向けた出発点になるという考えに至った。

## 第2節 少年院における家族への働きかけ

少年院では、少年院法第17条<sup>37</sup>に基づいて、保護者会や面談を行うとともに、保護者への情報提供や行事への参加を呼びかけている。ここでは、実際に伺った少年院で行われている保護者への働きかけについて見ることにする。

### 1、保護者会について

少年院では、在院者の保護者に対し、入退院時や処遇の段階ごとに、必要に応じて保護者会を開催している。多摩少年院では少年の処遇の段階ごとに保護者会を設けており、外部の講師を招いて講習会や講演会を行い、家庭環境の在り方や少年との接し方について考える時間を設けている。また、院内の見学や、面会を行うための手続についての説明を行っている。愛光女子学園では、入院時と出院時に保護者会を行っている。多摩少年院と比べて、在院者数が少ないため<sup>38</sup>、個別に保護者会を行っており、保護者の都合に合わせて日程を決めることができる。そのため、ほぼ全ての保護者に対して保護者会を行うことができている。

---

<sup>37</sup> 少年院法第17条では、「少年院の長は、在院者の処遇について、情報の提供、少年院の職員による面接等を通じて在院者の保護者その他相当と認める者の理解を得るとともに、少年院で実施する活動への参加の依頼等を行うことによりそれらの者の協力を得るように努めるものとする」としており、また同条2項では、「少年院の長は、必要があると認めるときは在院者の保護者に対し、その在院者の監護に関する責任を自覚させ、その矯正教育の実効を上げるため、指導、助言その他の適当な措置を執ることができる」と規定している。

<sup>38</sup> 多摩少年院の在院者が165名（2018年6月26日現在）であるのに対して、愛光女子学園の在院者は20名（2018年9月4日現在）であった。

入院時の保護者会では、院内見学を行ったり、仮退院や面会をするうえでの手続、少年の個人別矯正教育計画について説明を行ったりしており、保護者の積極的な協力を促している。出院時の説明会では、少年が今後受けることになる保護観察制度や出院手続についての説明を行う。

保護者会を行う重要な意義の一つは、保護者に少年院についての説明を行うことによって、少年の立ち直りに積極的に関わるように促すことである。在院者の保護者のなかには、自身も少年院の入院の経験がある者や保護観察を受けた経験がある者もいるが、概して少年院について詳しく知るものは多くない。世間の目から見て少年院に入院することは良いイメージではなく、保護者にとっても少年院はよく分からない場所、あまり関わりたくない場所であると考えられる。しかしながら、保護者は少年の立ち直りに大きな役割を担うため、保護者会を通して、保護者自身にも当事者意識を持ってもらうことが必要である。

## 2、面会について

少年院では、少年と保護者の交流の機会を設けている。面会は、少年と保護者が直接話し合える貴重な機会であり、家族関係の修復や少年の立ち直りに大きな影響を与えるものと言える。

多摩少年院では、月 2 回程度、少年と保護者の交流の場を設けている。基本的に三者面談の形式をとるが、法務教官の方と保護者の二者面談の形式で、保護者自身が持つ問題性にも目を向けさせて、家庭環境及び少年との関係の改善を図ることもある。

愛光女子学園では、基本的に保護者からの求めに応じて月 2 回程度行われる。面会では、主に少年の今後について話し合う。就職、就学など、少年の希望に合わせて保護者も交えて話し合い、理解や協力を促す。就職を希望する際には雇用主を含めた四者面談を行うこともあるそうだ。また、進路の相談だけでなく、少年と保護者の触れ合いも重視しており、面会の際には保護者にお弁当を作ってきてもらい、少年院に併設されているコテージで食事をしたり、必要に応じて少年と保護者がコテージで寝食をともにして長い時間を過ごしたりすることで、家族関係の修復を図っている。面会の場所に限定はなく、処遇段階が進んだ少年について、帰住先が決まっている場合には、退院前に帰住先の引受人から迎えにきてもらい少年院の外で面会を行うこともあるという。

法務教官の方が立ち会うことによって、少年院の秩序の維持、非行助長の防止を図るとともに、少年と保護者の意思疎通に誤解が生じるのを防ぐことができる。少年が非行をした背景の一つには、保護者との意思疎通が十分に行われていなかったことが挙げられることは既に述べた。少年が立ち直るうえで、保護者との情緒的な繋がりは重要である。そのため、少年が保護者に対してどのような感情を持っているのか、どのようなことをして欲しいのか、また逆に、保護者が少年に対して抱いている感情はどのようなことなのかを互いに伝え合う。そのことが、今までうまく機能していなかった家族関係が改善されることに繋がるのではないか。



### 3、少年院における保護者に対するその他の働きかけ

少年院が保護者に対して参加を促しているのは保護者会や面会だけではなく、年中行事についても同様である。少年院では、成人式や運動会、七夕祭りなど、少年院が保護者を招いて催される行事が多く存在する。運動会では少年が父母をおんぶして走ったり、七夕祭りで浴衣を着たりするなどして、少年が活躍しているところを見てもらう。そのことによって、少年院に入院することで離れて過ごすようになるまで、気づくことのできなかった少年の様子を見ることが出来る。また、そのようにして、保護者が少年に対する理解を改めることで、少年が今まで抱えてきた心の傷を癒すとともに、家族関係の改善を図っている。

その他に、少年が進学のために入学試験を受ける際には、保護者に受験会場まで送り迎えしてもらうこともある。そうすることで、人生の節目をともに過ごした記憶として残り、退院後の関係改善に繋げることができる。さらに、保護者が少年へ手紙を書くことによって、お互いに理解を深めることができるように、協力を求めている。

### 4、まとめ

「法は家庭に入らず」と言われる通り、法律や公権力の家庭への介入はプライバシー保護の観点から謙抑的である必要がある。一方で、少年の立ち直りのためには家庭への支援が重要であるというジレンマがある。少年院法は、在院者の人権を尊重しつつ、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的としている（少年院法第1条）<sup>39</sup>。この条文から分かるように、家庭への働きかけは、その少年の改善更生のために行われるものであり、少年の家庭が抱える問題を解決することを目的として、少年院が家庭へ働きかけをするということではない。したがって、少年の家庭が抱える問題を全て解決することは、困難である。しかしながら、家庭に課題を抱えている少年にとって、それを解決しないことには立ち直りを果たすことは難しい。少年院では保護者会や面会、年中行事への参加の呼びかけなど、少年と保護者の交流の機会が多く設けられているが、一方で、保護者自身が少年に対して抱える悩みを相談する機会があまりないように感じる。先述したように公的機関の家庭への介入は慎重である必要があるが、自分の子どもが少年院に入ることになり今後どうなるか分からないうえに、世間の目もあって保護者も不安になることが考えられる。また、少年との関係に限らず、夫婦関係の問題がある場合などは、率直に悩みを相談できる相手は保護者が十分信頼できる人でなければ難しい。そこで、保護者の抱えている不安を吐露し、家庭環境の改善に向けて動き出せるような機会を少年矯正の場面に限らず、設けていくことが望まれるのではないだろうか。次章では、そのような点も踏まえ、社会内において家庭を支援する取組みについて、記述することとする。

---

<sup>39</sup> 少年院法第1条では、「この法律は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とする」と規定している。

## 第3章 更生保護などの領域における少年とその家庭への働きかけ

### 第1節 保護観察を中心とした少年と家庭への働きかけ

#### 1、少年への働きかけ

非行のある少年に対して、少年が社会のなかで更生するよう保護観察官及び保護司による保護観察が行われている。その内容としては指導監督と補導援護がある。指導監督では、面接等の方法により接触を保ち行状を把握するとともに、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な措置を執っている。また、補導援護では自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等を行っている。

少年の保護観察対象者に対する処遇は、類型別処遇<sup>40</sup>と段階別処遇<sup>41</sup>等の問題性に応じた処遇を軸として行われている。また、少年の非行事実等に照らして必要と認められる場合、その特性等に十分配慮したうえで、生活行動指針として定めることにより、専門的処遇プログラム<sup>42</sup>が実施されることもある。その他にも、保護観察の遵守事項として社会貢献活動を実施していたり、少年に対して社会性を育み、社会適応能力を向上させることを目的として、陶芸教室・料理教室等での学習、農作業、スポーツ活動など社会参加活動を実施したりしている。

少年の保護観察対象者に対する措置としては、良好措置と不良措置がある。良好措置では、保護観察処分少年が保護観察を継続しなくても確実に改善更生することが認められるに至ったとき、解除の措置が執られて保護観察が終了する。不良措置では、保護観察処分少年が遵守事項を遵守しなかったとき、保護観察所の長は少年に遵守するよう警告を発することができ、なお遵守せず程度が重いときは施設送致申請をすることができる。また少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったときは、少年院に再収容することがある。

次に、保護観察において家庭環境に課題を抱えた非行少年に対してどのように具体的な働きかけが行われているか、見ていくこととする。少年への働きかけについては、少年の特性や家庭環境の課題など、一人ひとりの問題に合わせて処遇をしており、保護観察官や保護司によっても、その方法はさまざまである。家庭環境の課題といっても多種多様なものが考えられるが、ここでは第1章第3節の家族の機能を基に、一例ではあるが、保護観察官や保護司への聞き取り調査の内容をまとめる。

---

<sup>40</sup> 保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の様態等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇を実施することにより、保護観察の実効性を高めることを目的とした制度である。

<sup>41</sup> 保護観察対象者を、改善更生の進度や再犯可能性の程度及び補導援護の必要性等に応じて、4段階に区分し、各段階に応じて保護観察官の関与の程度や接触頻度等を異にする処遇を実施する制度である。

<sup>42</sup> ある種の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対しては、指導の一環として、その傾向を改善するために、専門的処遇プログラムとして、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法（自己の思考（認知）のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法）を理論的基盤として開発され、体系化された手順による処遇が行われている。

### (1) 経済的機能を補うための働きかけ

仮退院が決まると、少年が出院後に改善更生に適した環境で過ごせるように、保護観察が開始される以前の段階で、生活環境の調整を行っている。その際に、家庭が少年の立ち直りのために十分な役割を果たせるか調査を行うとともに、少年を引き受けられる保護者がいない場合や、保護者の監護能力が十分ではないと判断した場合には、更生保護施設や自立準備ホーム、自治体のシェルターに繋げている。また、家庭の経済的機能が十分でない場合は、本人が自立し、自分でお金を稼いで安定した生活基盤を持てるように保護観察を通して指導している。なお、先ほど挙げた少年の家庭の代わりとなる機関や施設については次節で取り上げる。

### (2) 教育的機能を補うための働きかけ

教育的機能が不足している例としては、保護者が子どもに適切な教育を施していない場合、家庭での社会化がうまく行われなかった場合などが考えられる。保護観察においては、保護観察官や保護司が少年の話を親身になって聞いたり、少年やその家庭の問題意識を共有したりすることによって、少年はきちんと話をきいてもらえる、信頼できる相手がいるという安心感を持つことができる。そのような関係性のなかで、少年が地域の保護観察官や保護司と関わっていくことで、社会での規範や振る舞い方を学んでいき、地域や社会に馴染んでいく契機とすることができる。このように、保護観察全般での関わりが教育的機能を果たしている。

### (3) 心理的機能を補うための働きかけ

心理的機能が不足している例としては、保護者の子どもへの愛情が乏しい場合、少年の保護者への愛着が乏しい場合、保護者と子どもの間に情緒的な交流がない場合などが考えられる。保護司の方からも、非行少年は愛着に関して何らかの問題を抱えていることが多いというお話を伺った。

保護観察における働きかけとしては、愛着障害<sup>43</sup>を抱えている場合は発達障害と似たような特徴が見られることがあるので、そのような理解のもと処遇が進められるよう保護観察官と保護司の間で情報共有を図っている。また、自傷行為などが見られたら、医療機関への受診を勧めることもある。その際には、遵守事項で義務付けて病院に行かせることも法的にできないわけではないが、むやみに規則で縛るのではなく、「試しに行ってみない?」「最近、元気ない?」「心配になるから」といった声の掛け方をしている。このような声の掛け方をすることで、少年のなかで、本当に自分のことを心配してくれているのだ、という安心感や信頼感が生まれると考えられる。このように保護観察のなかで、少年との情緒的交流を通し、

---

<sup>43</sup> 愛着の欠如によって、引き起こされる障害で、他人とうまく関わることができず、特定の人と密接な人間関係を築けなかったり、見知らぬ人に極端に接触したりするといった傾向が見られる。適切な環境で養育されることで、改善が見られる点で、発達障害と区別される。

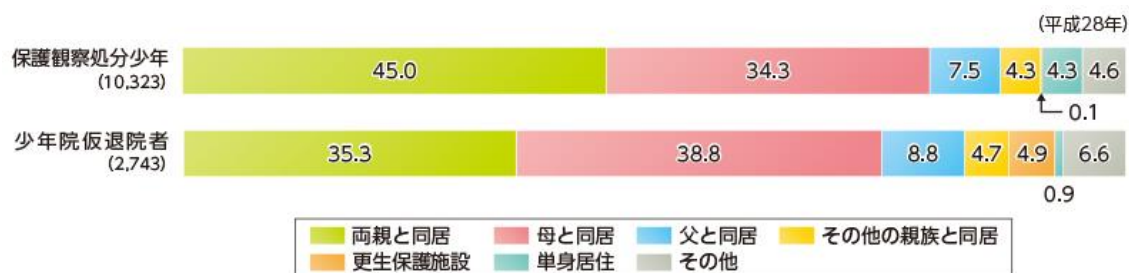
信頼関係を構築することが、心理的機能を補う働きかけになっている。ある保護司の方は、少年と話すときには対面ではなく隣に座り、少年が直面している問題と二人で向き合うようにしていると話してくださった。信頼できる人が自分の話を聞いてくれたり、真剣に向き合ってくれると思えることで、自分の存在を認めることができたり、信頼できる人を裏切りたくないという思いを持ち、立ち直りに向けて努力をしようと思えるのだと改めて感じた。保護観察ではマニュアル化された対応はなく、それぞれの少年が抱えた課題を理解し、その課題に合わせた処遇を行っている。だからこそ、経済的機能や教育的機能だけでなく、心理的機能も果たすような処遇ができているのではないだろうか。

## 2、家庭への働きかけ

保護観察においては対象者に働きかけることが主となるため、家族に提案や助言をすることはできるが、少年が立ち直るための協力を積極的でない保護者に対して措置を講じるようなことは難しい。しかし、図9からは、保護観察期間を両親や父あるいは母と同居して家庭で過ごす少年が多いことが分かる。そのため、保護観察における家庭への働きかけや支援は、やはり重要なものになってくる。

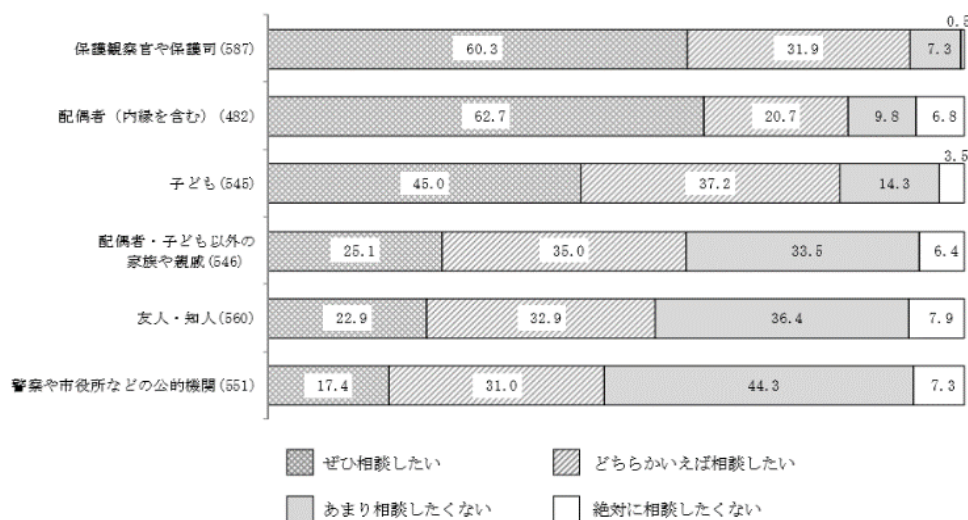
少年とその保護者が困難に直面した際にどのような行動をとるか調査した研究では、子どもことや家庭のことで困ったことや悩みがあったときに、保護観察官や保護司に「ぜひ相談したい」「どちらかといえば相談したい」と回答した保護者が全体の9割を占めており、保護者が実際に相談した相手として「保護観察官や保護司」を選択したものは「友人・知人」「配偶者」と並んで多かった(図10)。これらのデータから、保護観察官や保護司は保護者から頼りにされており、相談相手としても重要な存在であることが分かる。では、保護観察において、保護観察官と保護司はどのように家庭への働きかけや支援を行っているのだろうか。

図9 少年の保護観察開始人員の居住状況別構成比



注：法務省法務総合研究所編『〔平成29年版〕犯罪白書』（2017）126頁より引用。

図 10 困ったことや悩みがあったときに保護者が相談したい相手（少年院出院時）



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 非該当及び無回答の者を除く。  
 3 ( ) 内の数字は、回答者数である。  
 4 「ぜひ相談したい」と「どちらかといえば相談したい」の計が高い順に項目を並べ替えている。

注：法務省法務総合研究所研究部「法務総合研究所研究部報告 54 非行少年と保護者に関する研究—少年と保護者への継続的支援に関する調査結果」（2014）94 頁より引用。

### (1) 保護観察官

保護観察官が行う初回の面接は保護者に同伴を求めているので、そこで家族がどのような人であるのか確認している。また、少年に何らかの指導をした場合は、その都度必ず保護者に通知している。保護観察対象少年のなかには、保護者が支配的であったり、放任又は溺愛していたりするなど、さまざまなケースがあるため、多様なアプローチが考えられるが、子どもを溺愛している、過干渉になっているケースでは、面談で「お子さんもそろそろ自立しないといけない年頃ですから、そっと見守ってやってください」などそれとなく保護者に声を掛けることもあるそうだ。さらに、法務省では少年とのコミュニケーションを図る方法を掲載した「保護者のためのハンドブック」<sup>44</sup>というものを発行している。そこでは、親子のコミュニケーションの課題や、子どもを理解するためのコツが書かれており、4コマ漫画でプラスの例とマイナスの例を挙げて分かりやすく、少年への接し方が解説されている。子どもの立ち直りを支援しようという意欲があっても、どのように少年と接して良いかわからないという保護者にとって、このようなヒントが手元にあることは心強いのではないかと。

また、保護観察所では保護者会を開催して、保護者同士が自由に語り合える場や専門家から子どもへの接し方などについてアドバイスを受ける場を設けている。保護観察官の方は、保護者が保護者会に来るだけでも価値があると仰っていた。保護者会では、保護者同士の交

<sup>44</sup> 法務省保護局「保護者のためのハンドブック」  
 (<http://www.moj.go.jp/content/000121562.pdf>(2018年10月27日閲覧))。

流を通して他の家庭を知ること、自らの家庭環境を省みて、改善に繋がれると考えられる。

## (2) 保護司

保護司も、保護観察官と同様に初回の面接で家族や家庭環境の確認をしたり、保護者からの相談を受けたりする。また、少年と面接をしていくなかで、少年が心を開けそうな家族に話を聞いたり、面接等で少年の家を訪れた際、家族と話したりすることもある。しかし、家庭への働きかけだけで、非行少年の立ち直りを目指すのは容易なことではない。ある保護司の方にお話を伺った際に、「社会で家庭を見る必要がある」と仰っていたように、非行少年の立ち直りには、地域と家庭の連携が重要である。そのため、保護司には両者を繋げる役割が期待されており、地域のいわゆる名士といわれるような方が多く務めている。非行少年は地元で犯罪や不良行為をすることが多く、地域や学校にとっても問題となる。その一方で、家庭が社会から孤立してしまい、問題を抱えていても働きかけられないということが考えられる。そこで保護司が家庭と学校に話を聞いたり、働きかけをしたりして信頼を得ることによって、社会に不安を抱いている家庭を学校と地域に繋げる取組みをしているのである。

## 3、少年と家庭を支える活動

非行のある少年や加害者となった少年、その家族は審判手続、被害者への対応、将来への不安や問題など、さまざまな課題に直面することも多い。しかし、悩みごとや問題が起こったときに誰にも相談できないという家庭も少なくないであろう。その場合に、少年やその保護者が気軽に相談をできる場を設ける取組みもなされている。ここではその一例を紹介する。

### (1) 法務少年支援センター

少年鑑別所の業務は平成 26 年に制定された少年鑑別所法に規定されている。その業務は①専門的知識及び技術に基づいた鑑別の実施、②在院者の情操の保護に配慮し、その者の特性に応じた監護処遇の実施、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助の実施である。このうち、③の地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助は、少年鑑別所法第 131 条<sup>45</sup>を根拠としており、少年鑑別所は児童福祉機関、学校・教育関係機関、更生保護関係機関、司法機関、保健・医療機関、地方公共団体、NPO 法人等の青少年の健全育成に携わる関係諸機関と連携し、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助に取り組んでいる。

法務少年支援センターは、③の地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行

---

<sup>45</sup> 少年鑑別所法第 131 条は、「少年鑑別所の長は、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うものとする」と規定している。

うために少年鑑別所が設置し、少年鑑別所の職員の方が少年や保護者の相談に対し専門的な知識をもって対応している機関である。少年の能力・性格の調査、問題行動の分析や指導方法の提案、子どもや保護者に対する心理相談を行うなど、少年非行に関する専門的観点から助言を行なっている。少年鑑別所は従来も少年の問題行動に関する保護者からの相談に応じていたが、少年鑑別所法の施行に伴い、少年鑑別所の業務の一つとして確立された。そのため、現在は、よりその運用が活発になってきている。①、②のような、少年保護司法手続において役割を担う少年鑑別所とは異なる、地域に開かれた側面が現れている。

## (2) World Open Heart

現在、我が国には犯罪加害者家族のための制度はなく、犯罪加害者家族が厳しい苦難を強いられることもある。そのような状況を受け、World Open Heart は我が国初の犯罪加害者家族を支援する NPO 法人として 2011（平成 23）年に設立された<sup>46</sup>。活動内容としては、転居や弁護士を紹介、被害者対応などに関する相談を受けたり、警察や裁判所などへの同行支援、更生支援を行ったりしている。なかでも、加害者家族ホットラインを設け 24 時間以内に対応したり、加害者家族の会である「オープンハートタイム」を仙台や東京で開催していたりと加害者家族からの個別相談を重視している<sup>47</sup>。

法務省法務総合研究所研究部の調査によると、少年や保護者が「気軽な相談相手」を必要と回答している割合が他項目と比較して高いことが分かる<sup>48</sup>。加害者家族の会やホットラインがあることで世間一般には相談しづらいことでも、保護者が一人で抱え込まずに悩みを打ち明けることができるのではないだろうか。

また、非行と向き合う親たちの会として「あめあがりの会」<sup>49</sup>がある。会には保護者だけでなく教育相談員、元家庭裁判所調査官、弁護士などが参加しており、気軽に悩みを相談できる掲示板や全国交流会が行われている。

## (3) 日本子どもソーシャルワーク協会

職員の方に聞き取り調査をしたところ、子どもが罪を犯してしまった場合、不健全な家庭環境で育ち十分な教育を受けていない、子どもが抱えている障害特性に対する理解・対応が適切になされていないと感じられる事案が多いとのことだった。

そこで、非行少年の立ち直り支援をはじめ、ADHD や LD、不登校・引きこもり、対人関係で悩む子どもたちや、多様な理由で育児、保育に悩む家族に対し、ソーシャルワーカーや

---

<sup>46</sup> NPO 法人 World Open Heart HP

(<http://www.worldopenheart.com/index2.html>) (2018 年 10 月 21 日閲覧)。

<sup>47</sup> 東京人権啓発センター「TOKYO 人権」59 号 (2013 年 8 月 30 日発行)

([https://www.tokyo-jinken.or.jp/publication/tj\\_59\\_feature.html](https://www.tokyo-jinken.or.jp/publication/tj_59_feature.html)) (2018 年 10 月 21 日閲覧)。

<sup>48</sup> 法務省法務総合研究所研究部「法務総合研究所研究部報告 54 非行少年と保護者に関する研究—少年と保護者への継続的支援に関する調査結果」(2014) 102 頁。

<sup>49</sup> あめあがりの会 HP

(<http://www.shiochanman.com/hikou/>) (2018 年 10 月 27 日閲覧)。

精神科医、弁護士といった専門家がさまざまなサポートをしている。非行少年の立ち直り支援としては、審判支援や生活自立支援、就学・就労支援、退院支援などが挙げられる。また、少年院を出た後の経過観察を、少年と年齢の近いユースワーカーに任せることもあるそうだ。

非行少年の審判手続の支援や就労・就学支援、退院支援を行うことで保護者の精神的負担を軽減するとともに、少年やその保護者の相談に対してさまざまな観点からアドバイスするなど、少年が立ち直るために細やかな支援を行っている。

#### 4、まとめ

ここまで、少年への働きかけ、家庭への働きかけについて、それぞれ見てきたが、保護観察において、一人ひとりの課題に対応した処遇がなされていることが分かった。世の中には誰一人同じ人間はいないので、それぞれの少年や家庭に対して違うアプローチをしていくことに意義があると考えられる。また、少年の保護観察では保護者も関わることになるので、家庭環境に対する支援を行う機会となるという点で、有意義であると感じる。これらの働きかけによって、家庭環境が改善するケースもあると思うが、保護者自身が変わらない、聞く耳を持たない、働きかけがなかなかできないといった家庭もあるだろう。そうした場合には、強制的に家庭に介入して、保護者の考え方を変えるというのは困難である。それゆえ、少年とそのような家庭を地域が協力して、見守っていく必要がある。非行少年やその家庭に厳しい視線を向けているだけでは、なかなか現状は変わらない。家庭や保護観察官、保護司だけではなく、もう一段階視野を広げて、学校や職場など、少年を取り巻く地域社会で非行少年の支援することが望まれる。

## 第2節 家庭にいることが難しい少年に対する支援

家庭環境に対する支援が十分に効果を挙げられない場合、社会内では少年に対してどのような支援を行っているのだろうか。第1章では、少年の立ち直りを支える家庭の機能として、経済的機能、教育的機能、心理的機能の3つを挙げた。家庭環境がこの3つの機能を果たしていない場合、何らかの方法で、これらの機能を補うことが求められる。その適切な方法は、少年の成熟度や社会的立場によって異なると考えられる。本節では、義務教育が終了しておらず、就労可能性がない少年や、本人の事情により就労を第一目標としない少年のケースを児童福祉法上の手続が適用された場合として想定する。この場合、同法に規定される少年の居場所としては、児童養護施設や里親、児童自立支援施設が大きな役割を果たしていると考えられるが、今回は特に非行少年に焦点を当て、この中のうち児童自立支援施設での取組みに注目する。また、それ以外の少年の場合は、就労し、職場を自身の精神的な拠り所という意味での居場所とすることを重視する。この区別の基準については、具体的な年齢を想定しているわけではなく、個々の少年ごとに判断されるものとする。また、本節で視野



に入れている少年は、少年院出院者に限らず、広く非行少年全般を対象とする。それぞれの場合について、私たちの行った各機関への調査も踏まえつつ見ていくこととする。

## 1、就労を第一目標としない少年

元いた家庭への復帰が難しい少年のうち、一部の少年は少年司法と児童福祉の重なり合う部分にいる。少年法第3条2項<sup>50</sup>では、触法少年と14歳未満の虞犯少年について、少年法上の手続が適用される前に、児童相談所に通告又は送致され、児童福祉法上の措置が執られるという児童相談所の先議が定められている。また、少年法第24条1項<sup>51</sup>では、保護処分として、児童自立支援施設や児童養護施設等の児童福祉法上の施設への送致が規定されている。加えて、児童福祉法には要保護児童という概念があり、同法27条4号<sup>52</sup>では、要保護児童のうち家庭裁判所の審判に付するのが適当な児童は、家庭裁判所送致となる旨が定められている。このように、少年法と児童福祉法は密接に関連しており、特に低年齢の少年に関しては、児童福祉法上の施設や機関などの在り方について検討する必要がある。

家庭復帰が難しい少年に対する児童福祉領域の施設として、児童自立支援施設がある。児童自立支援施設は、少年院送致とともに、保護処分として少年の施設内での処遇に位置づけられているが、本報告書では家庭に代わる少年の居場所の一つとして取り上げるとともに、児童自立支援施設での取組みと矯正及び更生保護における処遇を同時に見ることで、その在り方について理解を深めていきたい。

### (1) 児童自立支援施設

#### (i) 概要

児童自立支援施設は、児童福祉法第44条<sup>53</sup>を根拠条文として設置されている施設である。児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分で入所する場合があるが、少年に対し、少年院と比べて開放的な環境で処遇を行っている<sup>54</sup>。

---

<sup>50</sup> 少年法第3条2項では、「家庭裁判所は、前条第2号に掲げる少年（筆者注、触法少年）及び同行第3号に掲げる少年（筆者注、虞犯少年）で14歳に満たない者については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる」とする。

<sup>51</sup> 少年法第24条1項では、「家庭裁判所は、前条の場合（筆者注、審判開始後保護処分に付しない場合）を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもって、次に掲げる保護処分をしなければならない。ただし、決定の時に14歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第3号の保護処分をすることができる」とし、第1号で「保護観察所の保護観察に付すること」、第2号で「児童自立支援施設又は児童養護施設に送致すること」第3号で、「少年院に送致すること」と定めている。

<sup>52</sup> 児童福祉法第27条では、「都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない」とし、第4号で「家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること」と定めている。

<sup>53</sup> 児童福祉法第44条では、「児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする」と定めている。

<sup>54</sup> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「児童自立支援施設 運営ハンドブック」（2014）

（[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/dl/yougo\\_book\\_5\\_0.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/yougo_book_5_0.pdf)）（2018年10月27日閲覧）。

(ii) 児童自立支援施設の家庭的機能～千葉県生実学校への調査から～

生実学校は、「子どもたち一人一人をかけがえのない存在として尊重し、あらゆる暴力、差別、偏見を排除するとともに、主体性や自律性を尊重し、個性や能力を發揮できるように支援する」<sup>55</sup>ことを基本方針として掲げる千葉県立の児童自立支援施設である。

施設での主な指導は、①生活指導、②学習指導、③作業指導の3点に分かれている。施設での生活全般が①生活指導となっており、小舎交代制<sup>56</sup>で各寮に配置された児童自立専門員と児童生活支援員が、子どもたちと起居をともにしている。子どもたちに安心して暮らせる場所を保障するという点で、経済的機能・心理的機能を充足している。また、基本的な生活習慣を確立させるという点では、教育的機能を果たしている。生活指導を行うなかで、職員の方が特に留意しているのが、「構造化」である。入所者のなかには、知的障害や発達障害を持つ者やその疑いがある者も多い。そのような者にとっては、「わかりやすさ」が何よりも重要であり、生活の細かい部分まで明確なルールを定め、型に当てはめることでスムーズに日常生活を送れるようになる。具体的には、「いつ、どこで、何をするか」を1日ごとにスケジュール化し、寮の玄関口に掲示することや、服や日用品の置き場所、置き方を定め、場合によっては印を付けるなどの工夫をして、日常生活のあらゆる部分を「構造化」している。このようにすることで、「できた」という体験を重ねることができ、褒められることで自己肯定感を向上させることができる。

②学習指導では、施設内に千葉市立星久喜小学校・中学校の分教室が設置され、学校教育が行われている。生実学校の入所者は、中学生が最も多くなっており（2018（平成29）年4月現在）、憲法第26条に規定される保護者の子女に対する教育義務を家庭に代わって果たしている。

③作業指導では、主に寮内の畑で野菜や草花を栽培している。作業指導においては、「役割を与えて、褒める」ことを重視している。そうすることで、自分がコミュニティの一員であるという自覚が生まれ、精神的な居場所となると考えられる。その他に、生実学校で特徴的な取り組みとして、買い物訓練がある。これは、月に1回、ショッピングセンターで小遣い（1,300円）の範囲で好きな物を買ってくるという訓練である。職員の方の話によると、家庭や身の回りの環境が荒れていた場合、金銭感覚に問題が生じることがあるという。例えば、親もしくは本人が日常的に人間関係をお金で精算していた少年の場合や、逆に極端にお金に困っていた少年の場合、金遣いが荒くなりやすい傾向にある。初めは散財してしまったり、何を買えば良いか分からなかったり、うまく買い物ができないことも多いが、回数を重ねるうちに上達し、お金の大切さも学んでいく。適切な金銭感覚は、本来生活のなかで身に付けるものであり、学校や施設内処遇などのなかで身に付けることは難しい。一方で、就職し、一人暮らしをするにあたり、常識的な金銭感覚で自己管理することは自立のための必要条

<sup>55</sup> 千葉県生実学校パンフレット「生実学校の概要」。

<sup>56</sup> 夫婦である児童自立支援専門員と児童生活支援員が児童と一緒に寮舎に住み込み、生活を共にしながら支援するという伝統的な形態である小舎夫婦制に対して、職員が交代で支援に当たる形態である。

件である。家庭に問題を抱えた少年たちにとって、低年齢の頃からこのような自己管理能力や生活能力を身に付ける支援をすることが重要である。

また、生実学校の退所理由としては、約半数が家庭復帰となっており、本施設が担う家庭的機能は一時的なものである。しかし、残りの者のうち、12%が就職、16%が措置変更（主に児童養護施設、自立援助ホーム）となっており、最終的に全ての者が円満に家庭復帰できるわけではない。そういった現状において、生実学校では最低でも1年間、必要とされれば何年間でもアフターケアを行っている。例えば、電話で少年の悩みを聞いたり、ときには他県で一人暮らしをしている少年の家を訪れたりすることもあるそうだ。アフターケアについては、制度化された仕組みが存在するというわけではなく、職員の方々の熱意によって実施されているという面が強い。専門の職員が足りていないという話も伺い、少年の自立支援がマンパワーに頼っている側面があることは否定できないと感じた。児童自立支援施設退所後のアフターケアについて、後述する自立準備ホームのような施設のみならず、少年が低年齢のときから同一の関係性のなかで、一貫した支援が受けられるような体制作りを進めることが課題である。

また、生実学校での取組みを調査するなかで、家庭復帰が難しい少年が、自立するにあたり、環境を整えることがいかに大切であるか、またどのような環境が必要であるか、示唆を得ることができた。先述の通り、生実学校は敷地内に星久喜小学校・中学校の分教室が設置されている。本調査に際して、私たちは全ての学級の教室を見学させていただくことができた。教室内の掲示物や時間割、子どもたちの様子は、普通学級の教室で見られる光景とほとんど変わらない。しかし、生実学校で座って授業を受けていた少年たちは、普通学級にいた頃、学級崩壊を引き起こしていたという。そして、その背景には劣悪な家庭環境があり、「自分の生活や生命が脅かされる状況に置かれた子どもが、落ち着いて勉強できるはずがない。ここに来て、ある程度落ち着いた暮らしができるようになって初めて、学校で学ぶことができるようになる」と職員の方は仰っていた。

このように、少年にとって、落ち着く、安心できる生活環境を提供し、日常生活の中で小さな成功体験を積み重ねるという観点は、更生保護の段階でも重要であると考えられる。少年院や児童自立支援施設からの退院・退所後は、そのような安心できる生活環境を自ら作り出していかなければならないという少年もいる。少年が自ら身の回りの環境を整えられるようになるまでの期間に、どのような環境に身を置くかがその後の少年の自立、立ち直りを左右すると言っても過言ではなく、少年が自立に向かうための最低限の基盤を確実に担保できるような制度作り、各機関での連携をより一層充実させていかななくてはならない。また、児童自立支援施設のように開放的な形で行う処遇のメリットも考えられる。コミュニティの一員であることを自覚しながら生活できるように役割を持たせること、月1回の買い物訓練など、実際に社会で生活を送りながら、少しずつ自立に必要な能力を身に付けていくこと、入所者同士の密な人間関係のなかで経験を積みながら、対人関係の基礎を学んでいくことなどは、矯正及び更生保護での処遇においても共通する理念だろう。

## (2) 課題の検討

本来、少年の場合は、少年院や社会内における働きかけを通して、なるべく家庭環境が期待される機能を果たせるようにし、少年を家庭に再統合することが望ましい。しかしながら、必ずしも家庭に対する支援が効果を挙げられるわけではなく、家庭がすぐに養育環境を整え、少年を受け入れられるとは限らないのが現状である。多くの児童福祉施設では、施設を小規模にするなど、子どもの養育環境をできるだけ本来の家庭に近づける努力がなされている。だが、物理的な環境をいくら近づけたとしても、子どもにとって本当の意味で、家庭の代わりとなるのは容易なことではない。1人の子どもが育つのに必要となる人的・物的資源の負担は大きなものである。児童自立支援施設で伝統的な小舎夫婦制の維持が困難となっていることから分かるように、特定の方々に負担が集中している現状を改善する必要がある。また、2015（平成27）年には児童自立支援施設において11件の虐待事例が確認されている<sup>57</sup>。より多くの人々が積極的に関わることで、現在、少年の支援を行っている方々の負担を軽減するとともに、児童自立支援施設の風通しを良くし、少年の健全な育成にとっても良い効果を期待できるのではないか。

また、児童自立支援施設は、基本的に中学生以下の者を対象としており、特に中学卒業後から18歳になるまでの少年に対する児童福祉領域での対処が難しくなっている。児童養護施設の措置延長が行われるなど、より幅広い年齢の子どもに児童福祉の手を広げる取組みがなされている<sup>58</sup>が、今後もその努力が必要であろう。現状、少年の適切な引受先がないことを理由に少年院送致となることもある<sup>59</sup>。家庭の代わりとなる環境が整備されることで、同様の非行事実を有するにもかかわらず処分が異なり得るといふ保護処分の不均衡な一面が解消されるのではないだろうか。

## 2、就労を第一目標とする少年

高年齢になればなるほど、家庭環境に対する支援よりも、本人が1人の社会人として自立することの方が、可能性あるいは必要性が高いと考えられる少年も出てくる。本項では、就職し、自立を目指す少年を支える居場所として、職場、更生保護施設、自立準備ホーム、自立援助ホーム、自助団体を取り上げる。

### (1) 就労について

#### (i) 就労支援の必要性

就労を第一目標とする少年には、職場も居場所としての役割を担い得る。保護観察終了時に職に就いていた少年の再処分率は、保護観察処分少年の場合には15.7%、少年院仮退院者

<sup>57</sup> 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会 被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ「被措置児童等虐待事例の分析に関する報告」（2016）37頁。

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000174951.pdf>)

<sup>58</sup> 厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（2011）

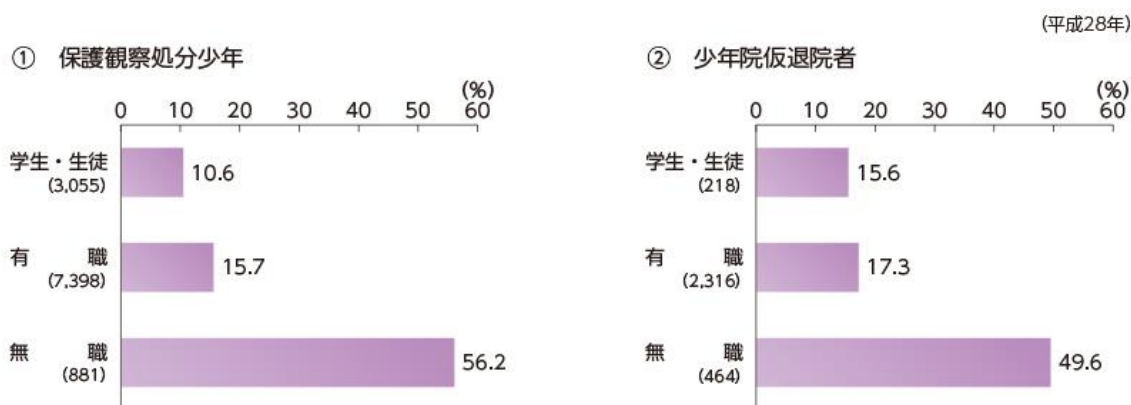
(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-13.pdf>)（2018年10月29日閲覧）。

<sup>59</sup> 岡田行雄『非行少年のためにつなごう！少年事件における連携を考える』（現代人文社、2017）127頁。

の場合には 17.3%であり、ともに無職の少年の場合に比べ、低くなっていることが分かる(図 11)。就労し、それを継続することは、少年の自立のために重要な要素である。

現在、就労支援の取組みとして主要な役割を果たすのは、協力雇用主、就労支援事業者機構、職親企業などが挙げられる。以下では、私たちが行った調査を基に、協力雇用主について述べる。

図 11 保護観察対象少年の再処分率（保護観察終了時の就学・就労状況別）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。  
 3 保護観察終了時の就学・就労状況による。ただし、犯罪又は非行により身柄を拘束されたまま保護観察が終了した者については、身柄を拘束される直前の就学・就労状況による。  
 4 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員の占める比率をいう。  
 5 家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を除く。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

注：法務省法務総合研究所編『〔平成 29 年版〕犯罪白書』（2017）230 頁より引用。

#### (ii) 職場の家庭的機能～協力雇用主への調査から～

協力雇用主とは、過去の犯罪・非行のために定職に就くことが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を、事情を理解したうえで雇用し、立ち直りのための指導・支援を行っている民間企業である。少年の様子や、雇用主としてどのように少年と向き合っているのか、について協力雇用主の方にお話を伺った。

電気工事を請け負う会社を経営する協力雇用主の S さんは、雇用する少年に住居（シェアハウス）を用意して、住み込みで仕事をさせ、他の社員と同等の基準をもって、評価と給与を与えている。過去の非行歴は、できる限り他の社員にもオープンにしている。また、少年に対して、協調性が重要であるという教育を行っている。

就労は、少年に経済的・社会的な安定をもたらすだけでなく、仕事を通して評価されたり、新たな技術を体得したりすることで、自己肯定感の向上に繋がる。「自分みたいな人間が『ありがとう』なんて言われていいのかな」という言葉を口にした人もいるそうだ。誰かに認められたり、社会から必要とされたり、という経験ができるというのも、職場が少年の居場所

となりうる要因である。

## (2) 更生保護施設

### (i) 更生保護施設の概要

更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいなかったりするなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就労支援や金銭管理の指導など、入所者ができるだけ早く立ち立ちは果たし、退所した後も自立した生活を維持していけるように必要な指導や援助を行っている施設である<sup>60</sup>。

### (ii) 更生保護施設の家庭的機能～敬和園への調査から～

敬和園は、更生保護法人東京保護観察協会が設置・運営する更生保護施設である。また、男子で、青少年及び障害者・高齢者に該当する者を対象としている。現在では、少年及び成人合わせて14名が入所している（2018（平成30）年8月現在）。生活水準は、一般家庭並みの水準を保つように意識がされており、食事は365日出来たての食事が提供されている。また、数日に1度しか湯船に湯を張ることができない施設もあるなかで、毎日入浴できるように、費用を捻出しているとのことだった。入所者は成人の場合、最大6か月の間、敬和園に住みながら就労し、出所までに最低30万円貯蓄するように指導している。少年の場合は、半年で貯蓄することが難しいこともあるため、6か月という期限は設けていない。

敬和園で特徴的な点は、少年と成人と一緒に生活していることに対する意識の持ち方である。職員を親、成人の入所者を兄として見立てて、互いに良い影響を与え合うことを狙いとしている。そのため、兄にあたる成人の入所者には、薬物依存者や元暴走族などの比較的大きな課題を持った者ではなく、それ以外で、自分の今後の暮らしに積極的な姿勢や希望を持っている人を受け入れている。そうした人たちが、朝早くから夜遅くまで働いている姿を見て、刺激を受ける少年が多いと職員の方は、感じているとのことだった。

敬和園で目指している自立とは、社会人としてのあらゆるスキルを身に付けることである。例えば、家事の習得、コミュニケーション能力の向上、就労の継続、貯蓄を行う能力などが挙げられる。やはり、これらは本来、家庭を基礎として身に付けていくべき能力である。そのため職員の方は、入所者にとって敬和園が「大きな、ただの家庭」であることを目指していると仰っていた。つまり、家庭としてはここにいる入居者は人数が多いかもしれないが、なるべく自分の家にいる感覚で過ごせる居場所であることが敬和園の目指す更生保護施設の在り方である。

第1章で私たちが整理した先行研究に当てはめると、住居や食事といった経済的機能が満たされているだけでなく、その環境やそれを用意してくれる職員の方の温かさを感じら

---

<sup>60</sup> 法務省 HP「更生保護施設とは」

([http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo\\_hogo10-01.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo10-01.html)) (2018年10月27日閲覧)。

れるようにすることで、心理的機能も補っていると言える。また、直接的な指導を受けるとともに、親・兄の役割を果たしている周りの方々の様子を見ることで、社会人としての振る舞い方を学ぶことができる。これは、教育的機能に当たると考えられる。このように、家庭的な機能が整えられている敬和園での生活は、多くの者が家庭で身に付けていることが身に付けられなかった者にとって、それを補う大切な機会となっていると考えられる。

(iii) 更生保護施設の家庭的機能～田川ふれ愛義塾への調査から～

田川ふれ愛義塾は、中学生から少年院を出院した 22,23 歳の者を収容している少年専用の更生保護施設である。男子専用寮と女子専用寮に分かれており、全国で唯一女子少年専用の施設を持つ更生保護施設として認可されている。訪問時（2018 年 9 月 13 日）には、約 40 名の者を収容しており、うち 2 名が女子であった。また、田川ふれ愛義塾では、非行傾向が進んでいることを理由に、他の施設では受け入れが困難とされた少年や、家族関係や親の養育態度などを勘案して、家族の元へ返すべきではない少年を多く引き受けている。そのような少年たちが、「出会いと環境で変わる」ことを目標に、常勤の職員 5 名、非常勤の職員 5 名（2018（平成 30）年 11 月 22 日現在）が「信頼できる大人」として一人ひとりに向き合うことで少年の居場所を作り、立ち直り支援をしている。

活動内容としては、①生活指導、②学科教育、③カウンセリング、④就職支援、⑤各種行事の 5 つを行っている。①生活指導では、少年同士の集団生活を通じて、健康管理や掃除洗濯、整理整頓など、社会生活の基礎を身に付けさせている。特に、指導が権威主義的にならずに、少年らの主体性に基づくことを心掛けている。少年がルール違反をした際には、ペナルティとして施設の維持に関わる仕事をさせるが、その内容を自ら選択させることで、責任感を持って行動できるようにしている。また、このような仕事を担うことは、コミュニティの一員としての自覚を感じさせる機能も果たしている。

また、少年同士で喧嘩が発生した際には、職員として仲裁するのではなく、暴力を振るわないという最低限のルールを設けて、少年同士で解決させている。これには、少年が職員野方に自分の言い分を受け入れてもらおうとして、問題が複雑になることを避けるとともに、相手の話を聞き、自分の考えを相手が理解できるように伝えることを通して、コミュニケーション能力を向上させる効果があると考えられる。

②学科教育では、田川市教育委員会や対象少年の所属する学校、田川ふれ愛義塾のサポーターの方々の協力によって学習支援を行い、復学や進学を目指している。

さらに、臨床心理士、精神保健福祉士の資格を持った職員の方が定期的に③カウンセリングを実施している。少年の変わりやすい心情に配慮し、それぞれの少年に合わせて「アンガーマネジメント・プログラム」などを行っている。職員の方を「信頼できない大人」として捉えて、心を開かない少年に対しては、まず少年同士で心を開くことができる人間関係を形成し、職員の方とも向き合えるようにしている。

④就職支援では、就職を希望する少年には、ハローワークへの同行や協力雇用主の紹介、

面接の指導などを行っている。また、専門知識を持った職員の方が SST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）を実施している。少年のなかには、漠然とした将来像や、それまでの人生で形成された価値観による憧れに従って就職を希望する者が多い。そのような少年に対し、その少年の志向性に沿うような大人と出会うことで、少年の将来像を具体化している。

⑤各種行事では、家庭で催される季節行事や施設外での食事、また修学旅行や海水浴などを実施し、指導だけでなく少年たちが楽しめる環境を作っている。このように、大きな家族のようにして、暮らすことで家庭の温かみを学ぶことができる。このような点で、心理的機能を果たしていると言える。また、さまざまな大人や兄弟のような存在と出会うことで、これまで適切に形成できていなかった「モデル」を作ることができる。これは、①生活指導と②学科教育と並んで、教育的機能に当てはまるだろう。どのような人になりたいのか、理想を持つことは少年の立ち直りにとって重要である。本来は、保護者が果たすべき役割であるが、家庭がうまく機能しなかった場合、少年にとって更生保護施設で過ごすことは、これを補う大切な機会となる。このように、経済的機能に当てはまる住居や食事を提供するという更生保護施設の基本的な役割に加えて、さまざまな工夫や取組みによって、少年の立ち直りを目指していることが分かった。

### (3) 自立準備ホーム

#### (i) 自立準備ホームの概要

自立準備ホームとは、あらかじめ保護観察所に登録された NPO 法人などがそれぞれの特長を生かし行き場のない刑務所出所者や少年院出院者の自立を支援する施設である。施設の形態はさまざま、集団生活をするとところもあれば、一般のアパートを利用する場合もあるが、いずれの場合も自立準備ホームの職員の方が、毎日生活指導等を行う。2011（平成 23）年から始まった「緊急的住居確保・自立支援対策」の施策の一つとして行われている事業である。

#### (ii) 自立準備ホームの家庭的機能～NPO 法人チェンジングライフへの調査から～

NPO 法人チェンジングライフは、少年鑑別所や少年院を出た後に、生活拠点を失った少年、また、児童養護施設を措置解除されて、行き場を失った青少年の自立支援を目指す団体である。主な活動事業としては、①居場所の提供・相談支援、②衣食住などの生活支援、③児童養護施設退所者のアフターケアがある<sup>61</sup>。特に②衣食住などの生活支援では、本人名義の住居の賃貸借契約まで緊急的衣食住支援を行い、ワンルームの住居を少年に無料で貸し、毎日訪問をして、日々生活指導や就労支援を行っている。また、当団体は、少年と職員の方の個人的な絆が強く、支援する側、される側という役割を超えた心の交流がある。少年の部

---

<sup>61</sup> NPO 法人チェンジングライフ HP (<http://changing-life.net/>) (2018 年 10 月 27 日閲覧)。



屋を毎日訪問することで、少年の些細な変化に気づくことができるとともに、徐々に信頼関係を構築することができる。部屋を訪れれば喫煙していることは明らかだが、それを知ったうえで、敢えて強く咎めることはしないなど、少年に対してある程度のことを許容することで、少年自身が自分は信頼されているという気持ちを抱き、良好な関係を築くことができる。家庭環境に課題を抱えた少年にとって、誰かに認められるという経験や自分のことを毎日気に掛けてくれる存在がいることは、自立へ向かう前提となる。このことは、第1章で心理的機能について記述した通りである。

#### (4) 自立援助ホーム

##### (i) 自立援助ホームの概要

自立援助ホームは、義務教育終了後、何らかの理由で家庭にいられなくなり、また児童養護施設などを退所し、働かざるを得なくなった、原則として15歳から22歳までの青少年が暮らす施設である。児童福祉法第6条の3第1項<sup>62</sup>に基づき、児童自立生活援助事業として位置付けられている。また、自立援助ホームは社会的養護を必要としながら、福祉、医療、労働、司法などの制度の隙間で支援を受けられなかった子どもたちを対象に、「誰も見捨てない最後の砦」として開設されるようになったという歴史を持つ。厚生労働省の児童養護施設入所児童等調査によると、自立援助ホーム入所者376名のうち、家庭からの入所者は135名(47.1%)、児童福祉支援施設からの入所者は135名(35.9%)、単身での入所者は24名(6.4%)となっている(平成25年2月現在)<sup>63</sup>。

##### (ii) 自立援助ホームの現状

自立援助ホームは15歳から入所が可能である。(1)で言及した児童自立支援施設や児童養護施設等は、主に中学生以下の少年への支援を行っており、このような施設を退院した後、すぐには自立が難しい子どもが生活をする場として、自立援助ホームがある。しかし、自立援助ホームはその名の通り、早期に就職し、自立することを念頭に置いている。そのため、15歳というのは、本来ならば高等学校に通う年齢であり、その年齢の子どもが施設を出たとたん自活を求められるのが酷であることは、想像に難くない。自立援助ホームは5名

---

<sup>62</sup> 児童福祉法第6条の3第1項では、「この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「児童自立生活援助」という。)を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう」とし、第1号で「義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であつて、措置解除者等(第27条第1項第3号に規定する措置(政令で定めるものに限る。))を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。)である者(以下「満20歳未満義務教育終了児童等」という。))」、第2号で「学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの(満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。))のうち、措置解除者等であるもの(以下「満20歳以上義務教育終了児童等」という。))」と定めている。

<sup>63</sup> 厚生労働省「児童自立援助ホーム運営指針」

([http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Shajikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000081373.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Shajikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000081373.pdf)) (2018年10月27日閲覧)。

から 20 名が定員のグループホームであり、小規模な運営であることが基本であることから、一人ひとりの状況に合わせた生活環境を作りやすくなっている。自立援助ホームでは、最終的な目標である自立に向かう困難さを乗り越えなくてはならないため、厳しい家庭環境のもとで傷つき、社会や大人に対して不安感や不信感を持った少年に対し、優しく受容する一方で、自分の生い立ちを受け入れ、乗り越えていく力を付けさせる必要がある<sup>64</sup>。まずは、損なわれていた日々の生活を満たす環境を作り、少年が安心出来る空間を作り出すことが必要である。しかし、そこに至るまでも、さまざまな課題に直面する。例えば、仕事に出るときに「行ってらっしゃい」と声を掛けられることに慣れておらず、硬直してしまった例などもある。挨拶することさえも学んでいない少年が習慣的に挨拶出来るようになることなど、小さな積み重ねのために、継続した寄り添いが行われている。

#### (5) 自助団体～NPO 法人セカンドチャンス！への調査から～

ここまでは、家庭にいることが難しい少年への衣食住の提供を行う施設や取組みについて見てきた。これら以外にも、少年が社会のなかでより多くの居場所を持つことができるようにするための取組みが存在する。その一例として、NPO 法人セカンドチャンス！（以下、セカンドチャンス！）がある。セカンドチャンス！は、少年院出院者の自助団体であり、少年院出院者が経験と希望を分かち合い、仲間としてともに成長することを目的としている<sup>65</sup>。全国に 9 つの支部を持っており、少年院出院者が集まり、お互いの経験や将来について、共有したり、語り合ったりする場を定期的に設けるとともに、レクリエーションや少年院などへのメッセージ活動なども実施している。こうした自助団体に属するメリットとして、①当事者にしか分からない悩みを分かち合えること、②周りと自分を比較することで自分を省みることができること、③自分と同じ困難を持つ人で、困難を乗り越えた成功例やモデルを知ることができること、④再び困難に陥ったとき、他の選択肢を持つことができること、などが挙げられる。そういった意味で、家庭が持つ温かさとは違った形ではあるが、教育的機能や心理的機能を果たしうると言える。

#### (6) 課題の検討

上述した更生保護施設、自立準備ホームなどは全て、少年等が自立することを念頭に置いているため、職業や住居が決まるまでの一時的な居場所であったり、期間限定で家庭的機能を担ったりするものである。少年専用の更生保護施設は数が少なく、自立準備ホームも受け入れ人数には限界がある。これらの施設は、入所者の人数によって、予算が割り当てられているが、少年は心情的に不安定なことがあり、ある日突然、施設からいなくなってしまうことがある。完全に人数によって予算を決めるのではなく、現在の入所者数による予算の増減

<sup>64</sup> 大塚類・遠藤野ゆり『家族と暮らせない子どもたち－児童福祉施設からの再出発－』（2011、新曜社）234 頁。

<sup>65</sup> NPO 法人セカンドチャンス！HP

(<http://secondchance-tokyo.jimdo.com/%E5%9B%A3%E4%BD%93E6%A6%82%E8%A6%81/>) (2018 年 10 月 28 日閲覧)。

に加えて、施設を維持するための基礎収入を設定する。そのことで、より少年の立ち直りに集中して取り組めるような環境が整えられることが望ましい。また、児童自立支援施設の場合と同様に、更生保護施設や自立準備ホームなどにおいても、特定の方々に負担が集中している側面があり、改善の必要があると感じた。

### 3、まとめ

ここまで紹介してきた少年の居場所について振り返る。経済的機能としては、衣食住の提供により、少年の安定した生活を確保することが主であった。教育的機能としては、各施設や取り組みごとに行っていることはさまざまであるが、処遇プログラムや生活指導のなかで、自立した生活をするための能力が育まれている。心理的機能は、居場所作りに取り組んでいる方々の少年との関わり方に見られる。この3つの機能は、ある施設・取り組みが家庭の代わりとなるための必要条件に過ぎず、完全に家庭の代わりとなることは非常に難しい。その理由の一つとして、実際は少年にとって家庭がどのような場であるべきか、ということは一人ひとり異なるからということが考えられる。彼らと同年代である私たちにとっても、家族というのは唯一無二の存在であり、だからこそ、関係がうまくいかなかったとしても簡単には割り切れないのが常である。誰しも親や兄弟との関係で悩んだ経験が一度はあるだろう。しかしそういったときに、学校の先生、職場の上司、友人、地域の人など家族以外の誰か、私たちを支えてくれていたことで、悩みを解消できたということもあったのではないだろうか。家族以外に頼ることができる人がいることや家庭以外に居場所を持つということは、非行少年に限らず全ての人が求めていることのように思われる。最適な家庭というものが存在し難いと同様に、非行少年にとっても最適な居場所を作ることは難しい。しかし、まずは家庭にいたことが難しいゆえに少年が感じる、日々の些細なことから生じるつまずきや不安を解消することができるような居場所があることが望まれる。例えば、自立して一人暮らしを始めたばかりの少年が、仕事について相談したりことがあったり、冠婚葬祭などのマナーで分からなかったりしたことがあったときに、家族との関係が良好であれば、たとえ離れて暮らしていたとしても、家族のなかの誰かに教えてもらうことができる。しかし、家族との関係が悪かったり、家庭環境に課題を抱えていたりして、家庭にいたことができない少年の場合、そのようなわけにはいかないだろう。このようにして、日常生活のなかにある問題を解決する手段すら限られてしまうことが考えられる。衣食住といった経済的機能を整えたり、少年の就業を支援したりすることに加えて、セカンドチャンス！などのような自助団体や更生保護女性会、BBS会などのボランティアなど、些細なことを相談できるような同年代や年配者の人を少年と繋げるような居場所の重要性も感じた。

また、家庭環境に対する支援が十分に効果を挙げられない場合、そのような困難な状況に置かれた少年にとって、最終的に希望となるのは、自らの新しい家族を築くということではないか。結婚して家庭を持ったり自分自身が父や母となったりすることは非行少年に限らず、誰にとっても人生の転機である。今までの自分にはなかった「誰かの夫や妻、あるいは

父や母になる」という自覚や、そこから生じる責任が、少年に気持ち変化をもたらすことは、私たち自身に置き換えて考えても想像に難くない。もちろん、誰しも簡単に創設家族を築くことができるわけではなく、そこには個々の少年が抱える問題によって、それぞれ違う課題が存在し得る。例えば、虐待経験者であれば、自分の配偶者や子どもに対する接し方で戸惑うことが考えられる。そのようなことを勘案すると、家庭環境に課題を抱えた少年が、新たなライフステージで健全な家族関係を築けるようにするために、どのような家族を持ちたいのか、「モデル」を作ることや、どのようにすればそれができるのか、知識やスキルを身に付ける機会を設けるなどの支援があることが望ましいのではないかと。

その一方で、早期に自立を目指すことは、身体的・精神的負担も大きいと考える。多くの者が家庭で身に付けていることが、家庭に課題を抱えていたために身に付けられなかった者ほど早期に自立しなければならないというジレンマがある。2022年4月から、民法上の成人年齢が18歳に引き下げられることとなり、労働契約や携帯電話などの売買契約、賃貸借契約などの生活に関わる契約を18歳以上の者は単独で行えるようになる。この点では、早期自立を目指す少年にとって、便利となる場面もあるだろう。しかしながら、制度上便利になるからといって、適切な支援がなければ本当の意味で、少年の社会のなかでの生きづらさが解消されることはないだろう。本来、家庭で身に付けることが期待されていた素養を十分に身に付けるために、社会と関わりながらも、安心して帰ってくることのできる家庭的な居場所がある。このような「助走期間」の重要性を感じた。

## 総括

### 1、研究報告

本研究のテーマは、「家庭環境に課題を抱えた非行少年に対する立ち直り支援」であった。第1章では既存の犯罪理論を踏まえつつ、先行研究の整理を行った。そのうえで、少年を非行へと向かわせる家庭環境と立ち直りに必要な家庭的な居場所について検討を行った。

まず、先行研究を整理することで、子どもが生まれて初めて接する社会である家庭が少年の健全な育成のために重要性であることを確認した。家庭は、他者に対する信頼感や愛着、他者とのコミュニケーションスキルなどを身に付け、良心や道徳性といった大切な意識やアイデンティティを育むことのできる場所であることが望まれる。しかし、親の養育態度や夫婦関係と親のパーソナリティ、家庭の文化的・経済的水準に問題がある場合、そのような素養が育ちにくくなり、それが少年の課題となって表れてくると考えた。

また、保護処分を受けた少年の多くが家庭へ戻っていることから、どのような機能を家庭が果たせば、立ち直りの支えとなるのか、という点について検討を行った。その結果、少年の立ち直りのためには、経済的機能、教育的機能、心理的機能が整った居場所が求められると考えた。

以上を踏まえて、第2章では、特に少年の自己肯定感の低さに注目して、少年院での少年に対する処遇の在り方について検討を行った。少年院に入院するまでの経験は変えることができないものである。しかし、それに対する考え方を変えることによって、自己肯定感を高め、社会に適応していこうという意欲が高まっていくと考えられる。そのため、少年院では少年が能力に応じて処遇に取り組むことで、成長へ導くスモールステップ法や、少年が語ることを通して気持ちの整理をしたり、自他に対する理解を深めたりできるような手法を取り入れている。また、少年と保護者が触れ合う機会を多く設けることで、これまで保護者が自分に対して取ってきた態度に関して、不満を伝えたり、逆に保護者にも、保護者なりに考えや事情があったのだと理解したりすることができるようになってくる。このようにして、次第に自分の存在を認めたり、居場所があることに気づいたりできるようになる。第2章のまとめでも述べた通り、少年院では再び非行をしなくなるように、さまざまなことを身に付けたり、反省したりすることが求められている。しかし、そのためには、入院以前から抱えていた心情的な課題を克服して、前向きに生きようとする姿勢を持てるように支援することが重要であると考えた。

第3章では、社会内において立ち直りを目指す少年を支える家庭環境及びそれに代わる家庭的な居場所について検討を行った。保護観察では、家庭が十分に機能を果たしていない場合、それを補う役割が求められる。実際に行われている処遇としては、少年が保護観察官や保護司と関わることで、社会のなかの規範や振る舞い方を学ぶとともに、情緒的な交流を通して、愛着の欠如を補うといったことが挙げられる。しかし、多くの少年が少年院出院後や保護観察を受けることとなったのち、家庭で暮らすこととなる。そのため、保護観察官や

保護司だけが少年と良好な関係を築けていても、完全な立ち直りと言うには足りないというのが実情で、本来家庭が果たすべき機能を対象者の家庭が持てるように、働きかけを行う必要がある。とはいえ、保護観察官や保護司が強引に家庭に対して働きかけを行うことはできない。保護者の側から相談できるように、信頼関係を築くことが肝要となってくる。

また、保護観察官や保護司が働きかけを行っても、家庭環境への支援が十分に成果を挙げられない場合には、学校や地域が少年やその家族を見守る必要がある。学校と地域による支援は、田川市の場合が好例であろう。田川市教育委員会や田川ふれ愛義塾サポーターの方々が協力して、田川ふれ愛義塾に入所している少年に学習支援を行うとともに、街に根ざした企業が少年を受け入れて、立ち直りを支援している。職場では非行のあった少年のみならず、周辺地域の人々が通ってくる。少年が地域に馴染んでいくための入り口となるだろう。田川ふれ愛義塾の職員の方によると、田川市の場合、そうした少年を受け入れる土壌がかねてから備わっていたことが、このように少年を支える体制を実現しているようだ。他の地域では少年に対する不安感から必ずしもスムーズに受け入れが進むとは言えないが参考となる。保護観察所の支援なく、非行のあった少年と関わることは、やはり不安があったり、どのように接して良いか分からなかったりするということがあり得る。そのため、保護観察所と継続的に連絡をとることのできる協力雇用主や更生保護女性会、BBS会などの更生保護ボランティアを介在する。そのようにして、更生保護ボランティアの方々が、少年院出院者など非行のあった少年の実情を伝えることで、これまで非行少年と関わることのなかった人々の理解を得ることに繋がるのではないか。

さらに、このことは家庭にすることができない少年に対する支援においても有用である。更生保護施設や自立準備ホームでは、家庭に代わって経済的機能や教育的機能、心理的機能を補うような取り組みが行われているが、特定の方々に負担が集中している現状があり、より多くの人々の協力が望まれるからである。児童自立支援施設について紹介した際に述べた通り、実際に社会で生活を送りながら、少しずつ自立に必要な能力を身に付けていくこと、入所者同士の密な人間関係のなかで経験を積みながら、対人関係の基礎を学んでいくことなどは、少年の立ち直りのために有効な方法であろう。これを行うためには、地域の理解が必要である。非行のあった少年を地域が受け入れることは簡単なことではないかもしれない。しかし、先述したように保護観察官や保護司が更生保護ボランティアの方々と連携することで、地域の人々の不安感を取り除きながら、できる限り理解を求める。そのことが少しでも多くの少年の立ち直りを支えるために必要と言えるだろう。

以上のように、家庭環境に課題を抱えた非行少年には、矯正・更生保護の現場で、少年及びその家庭を支援するための取り組みや、少年が家庭で身に付けることのできなかった素養を補うための処遇が行われている。これらの取り組みについて見ていくなかで、少年は一人ひとり抱えている課題が異なっており、それに寄り添いながら克服していく必要があることが分かった。また、家庭環境に課題を抱えた非行少年は、社会内で立ち直りをするために、経済的機能と教育的機能、心理的機能を持った居場所を必要としており、更生保護施設や自

立準備ホーム、自立援助ホーム、NPO 団体などが、それらを満たすための取組みを行っている。本研究を通して、これらの取組みの重要性を再認識すると同時に、より多くの少年の立ち直りを支えるために、地域の人々の理解が望まれていると感じた。

## 2、補論

現在、法制審議会において少年法の適用年齢を 18 歳未満に引き下げることが検討されている。2016（平成 28）年の少年院入院者のうち、47.6%が年長少年である<sup>66</sup>ことから、本研究で取り扱った家庭に課題を抱えた非行少年に対しても、この議論の結果が、大きな影響を及ぼすと考えられる。そこで、若年成人（ここでは、18 歳以上 26 歳未満の者を言う）についても、どのような支援が望まれるのか、検討する必要があると考えた。以下では、家庭環境に課題を抱えた若年成人に対して、考えられる支援について述べる。

2016（平成 28）年の刑務所出所者のうち、仮釈放の者は 36.0%が父・母、11.1%が配偶者を、満期釈放等の者は 16.8%が父・母、6.2%が配偶者を帰住先としていた（図 12）。このことから、成人であっても家族との関わりが重要であることが考えられる。川越少年刑務所で調査を行ったところ、少年刑務所で服役している少年の場合、担任<sup>67</sup>から少年の家族に対して、少年と積極的に連絡を取るよう指導しているとのことだった。第 1 章第 2 節で述べた通り、家庭環境に課題を抱えていた場合、家族に不満を抱えていたり、情緒的に不安定になることがあったり、他者に基本的信頼感を築けなくなっていることが考えられる。しかし、先述したように成人受刑者の多くの者は家族を帰住先としている。そのことから、少年だけでなく若年成人の場合にも、家族に対して積極的に連絡を取ることで関係の改善を図るよう協力を求めたり、若年成人が立ち直るために必要な支援の方法について指導を行ったりすることが必要であると考えた。私たちがある NPO 団体を調査した際に出会った、子どもが川越少年刑務所で服役しているという女性は、どのようにすれば子どもの立ち直りを支えることができるのか、悩んでいる様子であった。そのことを踏まえると、家族にとっても受刑者が出所してから、どのようにすれば立ち直ることができるのか、刑務所職員の方と相談できる機会があることは心強いのではないかと考えた。また、若年成人に対する処遇のなかでも、少年院における家族関係指導にあたるものを導入し、必要に応じて実施することが検討されても良いのではないかと考えた。

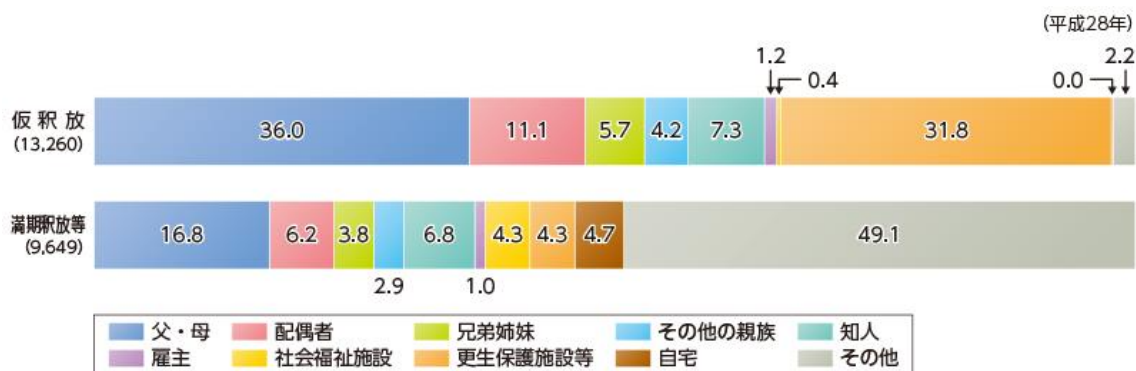
一方、社会内においては起訴猶予や執行猶予、罰金となった者などに対する働きかけが重要になると考えられる。現在、少年院入院者のうち 47.6%が年長少年であるが、少年法の適用年齢が 18 歳未満に引き下げられた場合に、これらの者が全て刑務所に収容されることになるわけではない。起訴猶予や執行猶予、罰金により手続が終了する者が出てくるだろう。そこで、法制審議会少年法・刑事法部会では、再び犯罪をしないために何らかの支援が必要

<sup>66</sup> 法務省法務総合研究所編『〔平成 29 年版〕犯罪白書』（2017）115 頁。

<sup>67</sup> 少年の場合のみ、少年刑務所でも少年院と同様に個別担任制が取られている。

な者に、適切な働きかけができるように、若年者に対する新たな処分を検討している<sup>68</sup>。新たな処分として、保護観察のみを用意する案と、保護観察に付する処分と施設収容する処分の両方を用意する案がある。これらの案は、あくまで議論の過程で挙げられているものであり、実際に法改正が行われた際に、どのように反映されるかは不明確である。そのため、ここでは家庭環境に課題を抱えた若年成人に対して、更生保護の領域において支援が行われる場合にどのような点に留意されることが重要であるのか、少年に対する場合で述べたことを踏まえて検討する。少年の場合について、経済的機能と教育的機能、心理的機能を補うことが重要であると述べた。成人であっても、居住する場所であったり、衣服や食事がなかったりすれば生活することはできない。そのため、刑務所を出所した後などに、居住する場所を持つことのできない者は更生保護施設や自立準備ホームに入所しているが、そのような支援が引き続き行われる必要があるだろう。しかし、本研究を行ってきた私たちのなかには成人した者もいるが、経済的機能のみならず、教育的機能と心理的機能の重要性も感じる。これから私たちは大学を卒業し就職するが、働くなかで壁にぶつかったとき、仕事に対する向き合い方を教えてくれたり、励ましたりしてくれる人がいること、落ち着ける居場所があると心強いのではないか、と思う。これまで本報告書において述べてきたが、保護観察において、その役割を果たしているのが保護観察官の方や保護司の方であると言える。また、仕事に対する向き合い方や社会での振る舞い方を学ぶ機会を与えてくれるのは、保護観察に関わる方々だけでなく、協力雇用主の方や更生保護女性会の方なども挙げられよう。

図 12 出所受刑者の帰住先別構成比（出所事由別）



- 注 1 矯正統計年報による。  
 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。  
 3 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームである。  
 4 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外であり、かつ自宅に帰住する場合である。  
 5 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、入国管理局への身柄引渡し等である。  
 6 ( )内は、実人員である。

注：法務省法務総合研究所編『〔平成 29 年版〕犯罪白書』（2017）53 頁より引用。

法的な問題を考えたとき、起訴猶予や執行猶予、罰金となり手続が終了していた者に対し

<sup>68</sup> 法制審議会少年法・刑事法部会「分科会における検討結果（考えられる制度・施策の概要案）」（2018）  
<http://www.moj.go.jp/content/001264708.pdf>。



て、新たな処分を設けることは簡単でない。また、新たな処分を設けたからといって、それを受けた者が必ず再犯をしなくなるというような簡単な話でないことも確かだ。しかし、現在検討されている制度が若年成人にとって、課題を乗り越えて社会に改めて馴染むことのできる立ち直りの機会となることを期待したい。

### 3、おわりに

この度、調査にご協力いただいた方々は、一様に「このような少年には、このような働きかけをすれば非行をしなくなるということはない」と仰っていた。特に、今年度は人が生まれて初めて接する社会である家庭について扱った。唯一無二である家庭に課題を抱え、長年、過ごしてきた少年が立ち直ることができるようにすることは、簡単にできることではないと感じた。

しかし、調査を通して私たちは、少年の立ち直りのために熱意を注いでいる方々にお会いすることができた。第1章でも述べた通り、非行のある少年は寂しさを抱えていることが多いのだということを本報告書で取り上げた施設を調査して感じた。ある更生保護関係者は、少年が寂しさを抱えていながら、少年の話を真剣に聞いてあげなかった大人の責任は大きいと仰っていた。そのことを痛感している方々が、自らの生活を切り崩しながら、少年と日々向き合っている。なかには、自身が少年院に入院した経験を持ち、立ち直りを支えてくれた人に恩返しをしたいという思いやかつての自分と同じ境遇にいる少年を助けたいという気持ちから取組みに携わっている方もいた。このように、心から自分のことを親身になって助けようとしてくれる人がいるということは、少年にとってとても心強いのではないかと感じた。

見回してみると、この研究を行ってきた私たちも、心から私たちを思い、幸せを与えてくれる人たちに囲まれていることに気づく。家族の顔が浮かぶ者もいれば、恋人や友人の顔が浮かぶ者もいるだろう。それ以外にも、これまで研究をするにあたってご指導いただいた先生方や調査にご協力いただいた方々に大変恵まれたと感じている。これまで私たちの成長を見守ってくださった人たちや研究にご協力いただいた方々に感謝するとともに、誰もがこの世界のどこかに、自分が存在する意味を感じることのできる、そのような社会を迎えられるよう微力ながら今後も考えを巡らせていきたいと思う。

〈本研究を行うにあたり訪問した機関・団体〉（50音順、（）内は訪問した日付）

- ・愛光女子学園（2018年9月4日）
- ・NPO 法人セカンドチャンス！（2018年8月5日）
- ・NPO 法人チェンジングライフ（2018年2月2日）
- ・NPO 法人日本こどもソーシャルワーク協会（2018年8月23日）
- ・川越少年刑務所（2018年7月5日）
- ・協力雇用主株式会社 N（2018年8月28日）
- ・協力雇用主株式会社 J（2018年9月7日）
- ・久里浜少年院（2018年9月6日）
- ・更生保護法人更新会（2018年6月12日）
- ・田川ふれ愛義塾（2018年9月13日）
- ・多摩少年院（2018年6月26日）
- ・千葉刑務所（2018年8月2日）
- ・千葉県生実学校（2018年9月10日）
- ・東京保護観察協会敬和園（2018年8月8日）
- ・任意団体少年犯罪被害当事者の会（2018年10月7日）
- ・府中刑務所（2018年7月10日）
- ・松本少年刑務所（2018年9月19日）

〈訂正〉

本報告書に下記の通り、誤りがございました。お詫びして訂正致します。

頁	誤	正
11 頁	大淵憲一『犯罪心理学－罪の原因をどこに求めるのか－』	大淵憲一『犯罪心理学 犯罪の原因をどこに求めるのか』